第百二十六回国会
衆議院

商工委員会議録　第六号

平成五年三月二十五日（木曜日）

午前十時開議

出席委員

委員長　井上　普方君

理事　新井　将敬君　理事　井出　正一君
理事　金子　一義君　理事　額賀福志郎君
理事　竹村　幸雄君　理事　安田　範君
理事　遠藤　乙彦君

甘利　明君　岩村卯一郎君
衛藤　晟一君　奥田　幹生君
古賀　一成君　鈴木　俊一君
田辺　広雄君　田原　隆君
中島洋次郎君　星野　行男君
真鍋　光広君　増岡　博之君
増田　敏男君　武藤　嘉文君
山本　有二君　江田　五月君
緒方　克陽君　大畠　章宏君
後藤　茂君　鈴木　久君
武藤　山治君　安田　修三君
吉田　和子君　長田　武士君
権藤　恒夫君　春田　重昭君
小沢　和秋君　川端　達夫君
柳田　稔君

出席国務大臣

通商産業大臣　森　喜朗君

出席政府委員

通商産業大臣官房長　内藤　正久君
通商産業大臣官房総務審議官　江崎　格君
通商産業大臣官房審議官　清川　佑二君
通商産業省通商政策局長　岡松壯三郎君
通商産業省立地公害局長　堤　富男君
通商産業省基礎産業局長　牧野　力君
通商産業省生活産業局長　高島　章君
工業技術院総務部長　松藤　哲夫君
資源エネルギー庁長官　黒田　直樹君
資源エネルギー庁長官官房審議官　末広　恵雄君
資源エネルギー庁公益事業部長　荒井　寿光君
特許庁長官　麻生　渡君

委員外の出席者

商工委員会調査室長　山下　弘文君

委員の異動

三月二十四日

辞任　衛藤征士郎君　補欠選任　岩村卯一郎君

同月二十五日

辞任　補欠選任
衛藤　晟一君　衛藤　晟一君
尾身　幸次君　星野　行男君
古賀　正浩君　山本　有二君
谷川　和穗君　鈴木　俊一君
村田　吉隆君　緒方　克陽君
和田　貞夫君　柳田　稔君
川端　達夫君

同日

辞任　補欠選任
衛藤　晟一君　尾身　幸次君
鈴木　俊一君　村田　吉隆君
星野　行男君　古賀　正浩君
山本　有二君　谷川　和穗君
緒方　克陽君　和田　貞夫君
柳田　稔君　川端　達夫君

三月二日

中小企業信用保険法の一部を改正する法律案（内閣提出第四六号）

同月十五日

不正競争防止法案（内閣提出第六七号）（予）

同月二日

綿織物等の実効ある輸入秩序化対策の確立に関する請願（古賀一成君紹介）（第三六九号）

同外二件（佐藤守良君紹介）（第三七〇号）

同（今井勇君紹介）（第三九〇号）

同（古賀一成君紹介）（第四一三号）

同（前田武志君紹介）（第四一四号）

同（石川要三君紹介）（第四八八号）

同外一件（古賀正浩君紹介）（第四八九号）

同（関谷勝嗣君紹介）（第四九〇号）

同（村田吉隆君紹介）（第四九一号）

同（古賀誠君紹介）（第五二一号）

同（村上誠一郎君紹介）（第五二二号）

同（柳沢伯夫君紹介）（第五二三号）

同外十六件（山下元利君紹介）（第五二四号）

同月十日

綿織物等の実効ある輸入秩序化対策の確立に関する請願（古賀誠君紹介）（第五四〇号）

同（関谷勝嗣君紹介）（第五六九号）

同（宇野宗佑君紹介）（第六二五号）

同（植竹繁雄君紹介）（第六二六号）

同（奥野誠亮君紹介）（第六二七号）

同（加藤六月君紹介）（第六二八号）

同（武村正義君紹介）（第六二九号）

同（橋本龍太郎君紹介）（第六三〇号）

同（村山達雄君紹介）（第六三一号）

同（綿貫民輔君紹介）（第六三二号）

同（渡辺秀央君紹介）（第七四三号）

同月二十三日

綿織物等の実効ある輸入秩序化対策の確立に関する請願（浅野勝人君紹介）（第七九二号）

同（塩川正十郎君紹介）（第七九三号）

同外一件（東家嘉幸君紹介）（第八四一号）

は本委員会に付託された。

本日の会議に付した案件

エネルギー需給構造高度化のための関係法律の整備に関する法律案（内閣提出第一六号）

エネルギー等の使用の合理化及び再生資源の利用に関する事業活動の促進に関する臨時措置法案（内閣提出第一七号）

特許法等の一部を改正する法律案（内閣提出第一八号）

○井上委員長　これより会議を開きます。

内閣提出、エネルギー需給構造高度化のための関係法律の整備に関する法律案並びにエネルギー等の使用の合理化及び再生資源の利用に関する事業活動の促進に関する臨時措置法案の両案を一括して議題といたします。

質疑の申し出がありますので、順次これを許します。小沢和秋君。

○小沢（和）委員　本日は、特にリサイクル関係に絞って質問をいたします。

まずお尋ねいたしたいのは、今回の法案では、リサイクル関係業者支援のための金融、税制措置は古紙、瓶などの卸売業者やメーカーは対象になっておりますが、末端でそれらを収集している業者には何の支援策もないと思われますが、この点、確認したいと思いますが、いかがでしょう

か。

○堤（富）政府委員　回収業者につきましてお答え申し上げます。

回収業者についての助成は、今回の法律自身では助成措置は必ずしもございません。ただ、従来から、回収業者に対する措置は法律と関係なくやっている部分はあるわけでございます。

○小沢（和）委員　一昨年リサイクル法ができまして各地で地域ぐるみで古紙回収などに協力する運動が進み始めたやさきに、昨年からの古紙の大暴落でこういう運動が水を差され、古紙回収業者は深刻な打撃を受け、廃業に巻き込まれる業者も各地で続出しております。だから私は、昨年十一月三十日の本委員会でそういう業者への緊急措置を要請いたしました。そのとき堤局長は、古紙の需要拡大策を産業界、消費者などに要請するとともに、来年度の新施策でも古紙回収業の存続の方向を検討すると言っておられるわけであります。それからすると今のお答えは話が違うのではないかと思うのですが、この機会に改めて、末端の業者に対して緊急措置をとるべきだということを強く申し上げたい。

今具体的に、さらにやりたいというふうに考えているものがありますか。

○堤（富）政府委員　今回の法律自身も決して回収業者へのいい影響がないということを申し上げておるわけではございませんで、今回、古紙全体の需給バランスが崩れておる、そういう意味では、この法律が少しでも多くの古紙を製紙メーカーが買うようになるような助成を講じているわけでございまして、いわばリサイクルの心臓部分を活発化させることによって全体としての循環をよくするという意味では、古紙回収業者に対するものがあるわけでございます。

それから、御存じのように、昨年十一月以来近促法等で古紙卸売業者等に対する構造改善を始めておるというようなこともございますし、古紙回収業全体として、リサイクル全体として活発化するような対策を逐次講じるつもりでございます。

○小沢（和）委員　それではほとんどやられていないということではないかと思うのです。

先日私がこれらの業者の組織である日本再生資源事業協同組合連合会に緊急対策について意見を求めたところ、要望書を送っていただきました。その中に「リサイクル基金制度の導入」という項目があります。これは、国など各方面の負担によって基金を設け価格を安定させる構想のようでありますが、こういうような要求に積極的にこたえていくべきではありませんか。

○高島（章）政府委員　我が国の再生紙の利用状況でございますが、古紙利用率、要するに紙の原料にどれだけ古紙が使われているかという割合は現在五二・三％ということでございまして、これは世界最高の水準でございます。通産省といたしましては、この古紙の利用率を向上させるために、メーカー、会社、オフィス、家庭、地方公共団体それぞれにいろいろな気配りをいたしまして、再生紙のさらなる利用につきましてお願いをし、いろいろな施策を講じているところでございます。

ただいま御指摘ございました古紙の価格を基金によって安定させるということでございますが、これは確かに古紙の回収は促進されるわけでございますけれども、需要量を超えて回収された分の古紙は、紙ではございませんけれども、一定期間保存をいたしますと品質が劣化をいたしまして資源としては利用できなくなるわけでございまして、結局は廃棄ということになるわけでございますから、リサイクルの促進そのものとは実は整合的でないということが言えるのではないかと思うわけであります。要するに、紙のリサイクルの重要なことは、古紙がうまく回収されて、その古紙がメーカー段階でうまく使われて、そして需要者が再生紙に対する認識を深めて再生紙をたくさん使うといった、その三つの要素が円滑にうまく回るということが重要でございまして、そういった全体的な整合性をとることがどうしても必要ではないかと思うわけであります。

したがいまして、紙のリサイクルのインセンティブを高めますためには、具体的に申し上げれば、リサイクル法の着実な運用、さらには先ほど堤局長の答弁にございましたように古紙の回収業者等に対する税制上、金融上のいろいろな優遇措置を講じて、そして先ほども触れましたように普及、広報活動を一段と強力に推進していくということが肝要でなかろうかと思う次第でございます。

○小沢（和）委員　今、最後のところで、古紙回収業者に対する税制、金融上の措置を云々というふうに言われましたけれども、今度の支援法ではそういう末端の古紙回収業者にはそれが及ばないから、いろいろ要望が出ているわけです。

私がいただいた日資連の要望書には、事業税、固定資産税、相続税などの優遇措置、設備合理化、ヤード拡充、近隣公害対策などの助成制度が挙げられておりますが、これらの点についてはどのように検討する考えですか。

○高島（章）政府委員　税制につきましては、これは大も中小も全部対象にできるように、具体的には事業所税の軽減措置、それから古紙のこん包装置に対する税額控除といった税制上の支援、さらには中小企業金融公庫等の低利融資の金融支援措置を講じております。また、卸売業者につきましても、近促法に基づきまして低利融資、割り増し償却等々、いろいろな税制上の支援措置も講じております。

具体的に御指摘ございましたストックヤードにつきましては、これは事業用の施設に係る事業所税の軽減措置が設けられておりますし、また設備につきましては、古紙のこん包装置といったものに対する税制上の支援措置、さらには金融上のいろいろな支援措置も講じております。

いずれにいたしましても、小規模事業者がこういった設備の設置等を行う際にはこれらの措置が適用になるわけでございます。さらに、中小企業施策は幅広くいろいろとこういう人たちに支援措置を講じているわけでありますけれども、例えば中小企業金融公庫によります産業公害防止施設に係る低利融資といったものもございまして、これは古紙の回収業者が分別等の事業に要する施設を設置する際に利用できる制度でございますが、こういった中小企業施策の有効利用にも努めてまいりたいと思うわけであります。

○小沢（和）委員　私は、古紙暴落問題の根本的解決策は、古紙利用率を最大限に高めることだと思います。平成三年度の古紙利用率は五二・二％と聞いておりますけれども、政府としては目標の平成六年度五五％をぜひ大幅に超過達成するように指導すべきではないかと思いますが、この点いかがでしょうか。

○高島（章）政府委員　繰り返しになりますけれども、この五二・三％というのは実は世界最高でございまして、このように国全体で古紙に対する関心が高く、またそのためのいろいろなノウハウが備わった国はないわけでございます。ただ、このところの景気の低迷で十一年ぶりに紙の需要が減少しておりまして、特に新聞用紙、これは実は古紙を最もたくさん使う紙でございますが、この需要が低迷しているものでございますからなかなか古紙利用率が今のところ横ばいといった状況でございます。ただ、いずれにいたしましても、平成六年度の五五％のこの目標を、とにかく事業者から消費者、国、地方団体全体で応分の社会的責任を果たしながら、まず、ぜひ実現したいということで努力を続けているところでございます。

○小沢（和）委員　今、世界最高の古紙利用率だというふうに言われたけれども、世界最高の利用率でもこのように古紙が余った、そして暴落だというような問題が起こっているわけでしょう。だから技術的にもう限界だというんならともかく、きのうも私のところに来ていただいた担当者に聞いたら、さあ六〇％ぐらいが限界でしょうかと言って、まだ上げる余地があるということをその人たちだって認めている。だから私は、こういう現状であるなら、技術的に可能ならもっと上げるという立場に立ってあなた方が指導するのが当然だということをここでもう一度強調しておきたいと思

います。

それで次の質問ですが、古紙の利用率を高めるために再生紙の需要確保が重要だという点は私も同感であります。その需要拡大は国の機関が率先して取り組み、これを地方自治体や大企業などに広げていくことが一番現実的だと思いますが、国としてどう具体的にその再生紙の需要確保、拡大に努めておられるか。

○高島(章)政府委員　まず政府全体でございますが、これは平成二年の三月に、省エネルギー・省資源対策推進会議というものがございまして、ここで政府全体でとにかく古紙をたくさん使おう、利用しようという申し合わせをいたしまして、これに基づきまして各省庁はできるだけ再生紙に切りかえる努力をしてきたわけでありますし、さらに地方公共団体に対しましてもその普及に努めるように申し合わせをしたところでございます。この申し合わせに基づきまして、現在調べてみますと、平成三年度全省庁におきまして例えばトイレットペーパーは全部再生紙になっておりますし、コピー用紙につきましてもその六割は既にもう再生紙に切りかわっております。地方公共団体に対しましても今非常に強く再生紙の使用拡大を呼びかけておりまして、本年二月にも全市町村に再生紙の使用拡大の要請を行ったところでございます。今御指摘ございましたように、政府、地方公共団体が率先してやるということはまことにそのとおりでございまして、当省といたしましても各省庁等に対しまして各種の印刷物、幅広い種類の紙につきまして再生紙を使用するように格段の申し入れを行っていく所存でございます。

○小沢(和)委員　古紙だけでなく鉄くずも一昨年から暴落し、回収業者が同じように危機に陥っております。昨年末ちょっと持ち直したようですが、年明けてから再び低落していると聞いております。私は、やはり昨年の当委員会で高炉メーカーがもっと鉄くずの使用率を引き上げるようにさせるべきだ、技術的には問題ないことを指摘して対処を求めましたが、その後どうなっておりましょうか。

○牧野政府委員　昨年来当委員会におきましてこのような議論がありました。それに基づいて私どももこの鉄スクラップの需給の安定化に努めるために、そのための方策の検討を関係者に依頼をしてまいりまして、これが最近まとまったところでございますが、例えば従来のスポット的な契約ではなくて、なるべく中長期的に契約して価格を安定させるとか、あるいはそのスクラップの質を向上させるとか、あるいは輸出をしっかりやっていくといったようなことをやっているわけでありますが、御指摘のように、そういったいわば静脈面における需給の適正化に努めるとともに、やはり需要を拡大するというのが大事でありまして、その観点から、御指摘のように高炉メーカーの引き取りをふやすということは一つの重要な方策であることは御指摘のとおりでございます。

現に高炉メーカーにおきましては、細かいことは省略いたしますが、八五年度に五百九万トンくらいこれを使っておりましたのが、九一年度では五百五十万トンというふうに非常にふえておりますし、特にスチール缶等につきましては関係業界、高炉メーカーの努力によりまして飛躍的にふえております。高炉メーカーもやはり現在の技術ではいろいろ限界がございますけれども、この技術をできるだけ改善をしていく。これはCO_2対策という面から、リサイクルだけではなくてCO_2対策という面からも大事でありますので、今後この高炉メーカーの引き取りは着実にふえていくというふうに私どもは確信をいたしております。

なお、一言つけ加えておきますと、このスクラップを専ら原料といたします電炉メーカーの技術が発展をいたしまして、電炉メーカーのシェアが非常にふえているということに伴って電炉メーカーの鉄くずの引き取りがふえておりますし、それから輸出でございますけれども、これは東南アジアに向けまして最近非常にふえております。これは趨勢的にふえていくだろうと思います。それに先ほど申し上げましたような高炉メーカーの引き取りの増加と相まちまして今後できるだけくず鉄、これはくずというよりも重要な資源でありますからこの需要が拡大し、その需給が安定していくということについてまあ確信、一〇〇%確信持っているわけじゃありませんが、そういう趨勢に向かって事態が整われていくことについてはいくだろうというふうに思っております。

○小沢(和)委員　もう一遍お尋ねしておきますけれども、今の局長のお話では、高炉メーカーの鉄くずの使用は今後着実にふえていくだろうという見通しはお述べになったわけですが、私としては政府として積極的にその引き取り量をふやすように指導なり要請をしてほしいというように言っているんですが、その点はどうでしょう。

○牧野政府委員　政府といたしましては高炉の鉄くず使用を飛躍的に高めるための技術開発、これは新製鋼システムというのを現在政府が資金を出しましてやっております。それから現実の具体的な日常の問題といたしまして、一般的に高炉もくず鉄の使用を高めるように指導はしておりますけれども、具体的に各社にどのくらい引き取れとかいうようなことは、これは差し控えたいというふうに思っております。

○小沢(和)委員　時間も参りましたので、最後に大臣にお尋ねをしたいと思うのです。

私が古紙の問題を先ほどから重視しておりますのは、海外で日本がパルプや材木用にどんどん木を伐採して緑を破壊し、CO_2を吸収してO_2を排出する自然の機構を破壊しているとの非難が強まっていることも一因となっております。紙のリサイクルに一層努力して、極力パルプ用材の輸入などを抑制することが地球環境保全のためにも重要ではないかと思いますけれども、大臣の所信をお尋ねをして終わります。

○森国務大臣　いろいろ先生また政府側の熱心な御議論、拝聴さしていただいております。古紙の利用の促進は、まさに今先生から御指摘のように、省資源、省エネルギーに資するとともに、廃棄物の減量化の観点からも極めて重要でございまして、さらに地球環境の保全の観点からますます重大な課題になってきている、このように認識をしております。今御議論の中でも先生からも数字が出ておりましたけれども、我が国の古紙利用率は既に平成三年度で五二・三%でございまして、ドイツの五〇%、イタリアの四七%、アメリカの三〇%などと比べましても世界で最高の水準にございます。政府としましては、平成六年度までには五五%に向上させることを目標といたしております。

今後古紙の利用が一層拡大するためには、再生紙に対する国民の理解が深まる、再生紙の需要が安定的に拡大することが極めて重要であろうと思っております。我が国は、古紙利用でも世界をリードするまさに古紙利用先進国でございまして、これまでに培われてきました知恵を生かしまして国民各層が取り組んでまいりますれば、再生紙の需要の一層の拡大は可能であろう、このように考えておりますし、また、そうあらねばならない、そう認識をいたしておるところでございます。

○小沢(和)委員　終わります。

○井上委員長　武藤山治君。

○武藤(山)委員　今小沢委員から鉄くずのお話が出ましたが、私どもも去年ですか、党として正式に通産省に、くず鉄の滞積が大変ふえてしまって困っておると正式に文書をもって申し入れをいたした経緯がありますので、今高炉メーカーや電炉メーカーで五百万トンぐらいはくず鉄を使うようになった。もう一つは、輸出に、東南アジアに出すようになって、これが量を言わなかったのですね。今何十万トン、何百万トンぐらい東南アジアに輸出されるようになったのかをちょっと数字だけ確認をして先へ進みたいと思います。

○牧野政府委員　現在、九一年でございますが、東南アジア諸国、これは中国、韓国も含めてでございますが、アジア諸国に対して大体六十万トンでございます。

○武藤(山)委員　六十万トン、まだまだこれから

東南アジアにふえるのだろうと思うのですが、できるだけ、国内の業者がもう処理に困っているという実情からも、大いにその施策は推進をしていただきたいという希望を申し上げておきたいと思います。

　きょうは、エネルギー需給構造高度化のための関係法律の整備に関する法律案並びにエネルギー等の使用の合理化及び再生資源の利用に関する事業活動の促進に関する臨時措置法案、この法律が採決をされる最終日だと思いますが、通告をしたのは一ヵ月ぐらい前で何を通告したか自分も覚えていないので、質問があっち行きこっち行きするかもしれませんが、私は通告控えを持っていないものだからわかりません。ひとつ役所側は、おれの領域だなと思ったら手を挙げて答えていただきたい、こう思います。

　一つは、二〇〇〇年度最終エネルギー消費をとにかく三千万キロリットル低減をさせようという目標なんですね。それで、この三千万キロリットル低減させるのは実現可能性があるか。各委員がかわるがわる黒田さんに質問をしましたら、努力をする、一生懸命やるということが繰り返されていて、本当にこれ三千万キロリットルの節約ができるのかどうかと私、大変疑問に感じたものですから、産業部門で一千三百万キロリットル、民生部門で八百万キロリットル、運輸部門で九百万キロリットル、合計三千万キロリットルぐらい低減できるだろうという数字を掲げていますね。この数字の積算の根拠というのはあるのですか、ないのですか。大体こういうことにはどういう計算をするとそうなるのかという積算根拠というのがあったら示してほしい。

○黒田政府委員　お答えを申し上げます。

　三千万キロリットルの根拠ということでございますけれども、私ども、この二つの法案を御提案するのに先立ちまして、昨年半年間ばかりかけまして、私どもの諮問機関でございます総合エネルギー調査会、産業構造審議会、それから産業技術審議会の三つの審議会の合同部会を開きまして、いろいろ御検討、御議論をいただいたわけでございます。

　ただいま先生がおっしゃいました、産業部門で千三百万キロリットル以上、あるいは民生部門で八百万キロリットル以上、運輸部門で九百万キロリットル以上というような数字は、この御審議の過程で試算されて、それぐらいいろいろな努力を積み重ねていけばそういった規模の省エネルギーの余地があるのではないか、こういうことで、私ども、それを踏まえまして今回いろいろ予算措置も講じ、税制措置も講じ、また今御審議をお願いいたしている法案という形で結実させているものでございます。

　それで、今申し上げましたように、試算ということでございまして、もちろん、例えば今回の法律におきましても、省エネルギー技術の開発であるとか、あるいは省エネルギー投資の促進であるとかいろいろな支援措置を講じているわけでございますが、こうした支援措置も相まって、かつそれが十分に活用された場合にそういった余地があるのではないかということでございますけれども、部門別には、例えば産業部門に関連いたしましては、この御提案いたしております法律のいわゆる省エネ法の改正の部分で、例えばガイドライン、判断基準を強化するとか、あるいは支援法に基づきまして省エネルギー投資が促進されるといったような部門、あるいはこの法案に直接支援措置が講じられているというわけではございませんけれども、別途の予算措置におきまして、主として中小企業の旧式の汎用エネルギー消費設備、工業炉であるとかボイラーであるとかいったもののリプレース等の促進も考えているわけでございまして、こういうものが積み重なって先ほど申し上げましたような千三百万キロリッター程度というものが二〇〇〇年までには達成可能ではないかというふうに考えられている次第でございます。

　また、民生業務部門につきましては、今回の法律でもビル部門、建築物の関係の規制を若干強化いたしておりますけれども、そういった業務用ビルのエネルギー利用の効率化、あるいはこれは現行法でもうやっているわけでございますけれども、住宅関係のエネルギー利用効率化、これにつきましては、昨年の二月に判断基準も改正いたしまして、かつ住宅金融公庫等の特別融資等もやっているわけでございます。

　また、この法律に基づきまして特定機器のエネルギー使用の効率向上の目標というのが定められ、かつ今回の法律におきましても一定の改正をお願いしている次第でございますけれども、こういった特定機器の基準の設定あるいは向上、あるいは特定機器の対象範囲の拡大、そういったものも通じまして、先ほど申し上げましたような八百万キロリッター程度の省エネの余地があるのではないか、こういうふうに考えているわけでございます。

　長くなりましたが、最後に運輸部門につきましては、特定機器の中で自動車について燃費基準の向上を図っているわけでございまして、これにつきましては先般一月の末に新しい燃費基準の目標を設定いたしたところでございますが、このほか、今後物流の効率化あるいはモーダルシフト等も行われることを勘案して九百万キロリッター、こういう試算をいたしているところでございます。ただ、いずれにいたしましても、これは産業界あるいはエネルギーを使用するすべての方々の努力を期待しなければならない問題でございまして、今後そういった方向に向けて私ども全力を挙げて努力をしてまいりたいと考えております。

○武藤(山)委員　三千万キロリットルの石油ということを電力、火力発電に換算をすると、百万キロワットベースの発電所が二十三基分ぐらいになるのですね。これは、発電所二十三基分の大変な節約を七年間でこれから本当にできるのだろうか、ちょっと数字が大きくて現実にはそうならないのじゃないかという危惧を感じるものですから、これはやはり新たにまた追加措置を考えなければこの目標の三千万キロリットルには達しないのじゃないかな、新たな追加措置を一、二年やってみて、あるいは二、三年やってみて、追加せざるを得なくなるのじゃないかなという予想でありますが、その辺はいかがですか。

○黒田政府委員　私どもといたしましては、まず平成五年度、この両法案を的確に運用すると同時に、先ほど申し上げましたような諸種の支援策を計上させていただいているところでございますけれども、もちろん状況により、また今回の施策の成果などを見ながら、追加的な措置についても必要に応じ検討してまいりたいと考えているところでございます。

○武藤(山)委員　この法律が十年間の時限立法になっている理由は何なのですか。十年以上というのは、もうそれは長い長い話で、法律で規定するようなことではないと考えるのか。私の考え方からいくと、省エネというのは永久の課題、テーマのような気もするし、恒久法であるべきだという発想もとれるわけでありますが、これはどういう理由なのでございましょうか。これは省エネ・リサイクル法の問題ですね。十年間というのはどういう考え方から決めたのか。

○堤(富)政府委員　お答え申し上げます。

　この省エネ・リサイクル支援法につきましては、その立法の根拠となる考え方が、地球温暖化等新しい経済的環境問題が出てきたというようなことから、省エネを、あるいはリサイクルを事業者に対して自主的に一つの目標を持ってやっていただきたいということを促す法律でございます。

　そういう意味では、この十年間で、ある意味で力を入れて一生懸命集中的にやっていただいて、二〇〇〇年という一つの目標も頭に置きながら十年間ということを考えたわけでございます。ありていに申し上げれば、いつまでもやっていただいて結構ですが、いつでも助成しますという形ではなくて、この十年間に集中的に努力をしていただきたいということをお願いするために時限を限らせていただいたわけでございます。

○武藤(山)委員　先ほど黒田長官、乗用車の燃費の向上、既に通産省と運輸省で発表いたしまし

て、新聞報道されていますが、西暦二〇〇〇年度までにガソリン乗用車の燃費を乗用車全体の平均で一リットルで十三・五キロメートル、九〇年度に比べて八・五%向上させる。これは車をつくるメーカーの段階から、そういう内燃機関、全部新しいものを考え出して、こういう燃費で済むような自動車が間違いなく売り出されるんだ、現にもう売り出されているのか、何年後からこういう車に大体なるんだ、そういう目標はどういうことになっているのですか。

○黒田政府委員　自動車の燃費の改善の目標につきましては、今の私どもの告示で定めております考え方といたしましては、ごく常識的に申し上げれば、大型車、普通車、小型車、そして軽自動車というような分類で三つのカテゴリーに分けまして、全体として今先生がおっしゃいましたような基準が達成されるようにという定め方をいたしているところでございます。

個々の自動車がどうかということでございますけれども、現状で自動車メーカーにヒアリングいたしますと、二、三割の車種におきましてそういったものが既に達成されております。

ただ、先生御案内のように、自動車の燃費の改善、当然のことでございますけれども、一方で、エンジンを改良するとかあるいは走行抵抗を改善するとかいったような前向きの要因と、それからもう一つ、燃費といった観点から申しますと、何といっても自動車は安全対策が重要でございまして、そういった面からいたしますと、重量がふえたりして燃費が悪化する要因もあるわけでございます。そういったものを総合して今のような、平均いたしますと八・五%という基準を定めているわけでございますが、この数値目標を策定するに当たりましては、運輸省と通産省の合同の検討会に、自動車メーカーを含め各界の専門家に集まっていただきまして検討をし、かつ各自動車メーカーからも対応可能性についてのヒアリング等も実施して定めたものでございます。

そういうことで、私どもといたしましては、実はこの自動車の燃費改善は、具体的には車種のモデルチェンジの段階で行われるわけでございますが、御案内のように、大体自動車のモデルチェンジというのは四年に一回ぐらい行われているわけでございまして、そういう点からいたしますと、二〇〇〇年までに各車種について一回ないし二回モデルチェンジがこれから行われる、そういった中で、全体としては技術的に到達可能な水準であるというふうに考えているところでございます。

○武藤(山)委員　省エネについての国民への周知徹底、啓蒙ですね、通産省はどんなお金をかけてやっているのか。本当は、テレビでやはり家庭に省エネ、節電、そういうようなPRを通産省、政府広報機関がやることが一番効き目があると思うんですね。

例えば電力会社がたまに出すこういうパンフレットの中に、テレビを見る時間を一日一時間減らすと、全国で百五十万世帯分の電力消費量が節約できる。エアコンの稼働、一日一時間短縮すると七十六万世帯分の電力消費量が節電される。こういうのを見ると素人にもぱんとわかるし、なるほど、節電というのは大変意味があるんだな、価値あることなんだな、そういうことがわかるんですね。

政府の広報活動としてそういう省エネあるいは節電、そういう宣伝費用というのは幾らぐらいかけていて、どんなことをやっているのでしょうか。

○黒田政府委員　省エネルギーの問題、エネルギーを使用するすべての方々に御理解を得、かつ協力をいただく必要があるわけでございまして、おっしゃるように大変広報活動というものが重要だと私どもも認識している次第でございます。

予算でございますけれども、今年度の予算では八千七百万円の予算を広報予算として計上いたしまして、新聞あるいは雑誌、テレビ、ラジオあるいはいろいろなパンフレット等の作成、配布等を行っております。ただいま先生がおっしゃいましたテレビあるいは冷蔵庫等の利用の効率化でどれだけ省エネルギーになるかというような点につきましても、そういった予算を使いまして財団法人の省エネルギーセンターにおきまして同様のパンフレットをつくり、配布し、広報活動に努めているところでございます。

先ほど先生がおっしゃいましたように、三千万キロリッターという大変な省エネをこれから行わなければならないわけでございますので、私どもこれらの広報面でも、来年度におきましては先ほど八千七百万円と申し上げました予算を五億円に拡充いたしまして今回の予算案ではお願いをいたしているところでございます。先生今おっしゃいましたようなテレビ等も含めまして、一層広報活動の強化に努力してまいりたいと考えているところでございます。

○武藤(山)委員　こんなに質問の資料があって、一時間ではとてもこれは終わりません。三時間くらいないと終わらない資料を持ってきてしまったのですが、全部やるわけにいきませんから、飛び飛びになりますが。

森大臣、昨年ブラジルで開催された地球サミットで我が国は途上国向けにODA、五年間で環境分野で九千億円から一兆円お金を出すという約束というのか宣言というのか声明というのか、外国との関係ですから適切な言葉がわかりませんが、いずれにしても九千億から一兆円のお金を日本が出すということを世界に表明をした。これは実現できるのか。それで五年度には幾らそういう予算を計上したのか。大臣がわかっていたら大臣が答え、もしわからない場合はほかの、担当官で結構です、答えてください。

○森国務大臣　お金の推移のこともございますから、局長から答えさせます。

○岡松政府委員　総理大臣がUNCEDで表明いたしました数字は御指摘のような数字でございますが、これは有償資金援助、無償資金協力、あるいは技術協力といった二国間のものと、それから国際機関を通じた支援とに分かれるわけでございまして、その範囲はかなり広範にわたるわけでございますが、これらの資金協力は五年間にわたるものでございます。今具体的な数字の積み上げがあるわけではございませんが、私どもの見るところ、恐らくこのくらいの数字の実現は可能ではないかというふうに考えて、総理が昨年表明したところでございます。

○武藤(山)委員　このくらいの数字は実行可能と考えてしゃべった、だから具体的に例えば平成五年度はどのくらい、六年度はわからないにしても、五年間で年々このような金額にしたいのだ、しなければならないのだ、そういう数字というのは考えているのかいないのか。後で集計してみて、結果でこれだけ出たからあとどのくらい足りないという計算になるのか。

というのは、局長、一九八九年のアルシュ・サミットで約束をしたのがどのように実行をされたかというと、あれは三年間で大体三千億円という目標だったのですね。それの結果を見ると、八九年度千二百九十四億円、九一年度千百二十七億円、九〇年度は千六百五十四億円、合計四千七十五億円という数字で、アルシュで約束をした三千億円は一千億円ばかり突破した。しかし、今度の五年間は九千億から一兆円ですから、従来のペースではとてもその金額に達しない。平均にして一年間千八百億円の支出をしたとして五年間で九千億円、したがって一兆円に達するためには年々二千億円の予算計上がなければこの約束を果たせないことになる。ということは、従来、千百二十七億円が九一年、あるいは八九年が千二百九十四億円ですから、九百億円ぐらい上積みした金額にならないと、この五年間九千億から一兆にならない。だから、五年度は幾らくらいになるのか、そこの出発点、発射台をまず聞いておきたい、こういう意味なのであります。

○岡松政府委員　ODAの予算につきましては、毎年度計上されるわけでございますけれども、環境ODAの予算が幾らかというものを事前に積み上げておりませんので、その発射台の、来年度幾らになるかという数字を今持ち合わせてはおりま

せん。しかしながら、先ほど先生分析されましたような、五年間で九千億円ないし一兆円ということは千八百億ないし二千億でございますが、この実現に向けて努力をしてまいりたいというふうに考えております。

○武藤(山)委員　局長、通産省経済協力課というのはあなたの管轄かな。そこからもらった資料で環境ODAということについての数字が私の手元に来ておるので、その数字を先ほど読み上げたのです。だから、あなたの部下がつくって私のところへ持ってきてくれた数字なんで、環境ODAという形になっておるわけですから、私は仕分けができておるものと思って質問しておるわけです。しかしあなたの方は、環境という形に仕分け、区分をしているわけではない、これは結果で区分をした数字が先ほどの報告になっておると。そうすると、五年度も結果になってみないとわからぬのか。ODAの中の環境部分はこれだということは事前の予算書には款項目のどこかに入れていないのか。そういうことなんですか。

○岡松政府委員　先生御指摘のとおり、結果的にはお渡ししてございます資料のように整理されるわけでございますが、当該年度、来年度につきまして幾らが環境ODAだという区分はないわけでございまして、実施された計画の中から環境関係のものを拾い集めてこのような報告にまとめさせていただいているものでございます。

○武藤(山)委員　あなたをいびろうとか、いじめようという質問じゃないので、これはいいですけれども、いずれにしても、かなり努力しないとこの九千億から一兆円というのは実現しない。また、実現しないと、世界のほかの国は公約だということで金もうけ大国日本けしからぬとまた非難の原因にもなるので、その辺は、しかとひとつ、大臣を通じて予算が足りない場合は要求しないといかぬな、こういう注文をつけておきたいと思うのです。

森通産大臣。次に、地球環境基金、GEFですか、政府は地球環境基金をつくることに協力をする、こういう方針を決めたようでありますが、当初、平成五年度の予算で十五億円を決めたようであります。間もなくこれは発効いたしますが、そのうちの五億円は活動補助金だという報道でありますが、五億円はどんな活動の費用に回って、基金の最終目標は全世界で何ぼくらいの基金をつくろうとしているのか。その場合の日本の分担は総額で何ぼくらいを予想できるのか。その辺の大臣の認識のほどを承っておきたい。

○森国務大臣　お尋ねの地球環境保全のための国際的な基金といたしましては、地球環境ファシリティーがございまして、これは発展途上国における地球温暖化防止等の地球環境問題への取り組みに対する支援を目的とした資金を供与するための資金メカニズムとして九一年の五月に設立されたものでございます。現在三年間の試行の期間中でございまして、この運営は世界銀行、国連開発計画、国連環境計画の三者によってなされておるわけでございます。

このファシリティーは、参加国の拠出によります中核的基金でありますコアファンド及び同ファシリティーと参加国との協調融資でございますコファイナンスから成り、その資金規模につきましては、当初、合わせまして十億SDR、約十三億ドルを目途といたしておりましたところ、九二年九月末には、参加各国から、コアファンドにつきましては八・八億ドル、うち我が国は一千万ドル、コファイナンスにつきましては三・五億ドル、うち我が国は一・四億ドル、合計十二・三億ドルがコミットされております。

昨年六月のUNCEDで採択されましたアジェンダ21におきましても、持続可能な開発実現のために必要な資金分野の対応といたしまして同ファシリティーの効果的運用が合意されておりまして、また、今後の対象分野の拡大、資金規模の増加等につきましては、数次開催されております参加国の会合におきまして検討をされておるところでございます。

○武藤(山)委員　日本の負担は総合計で十二・三億ドルと受けとめていいのですね。そうすると約二千六百億ぐらいですか。これは何年間で拠出して、国連と世銀と四つの機関に分割して基金として預けるのですか。それとも世界のどこかの機関に一カ所に保管をしておいて、その金利で援助するのですか。この基金は使ってしまわないんでしょう。それはどうなっているのですか。

○岡松政府委員　お答え申し上げます。

ただいま集めておりますのは、とりあえず三年間ということでやっておるわけでございますが、運営に当たりますのは、世界銀行、国連開発計画、UNDP、国連環境計画、UNEPの三者が扱うことになっておりますが、金の管理は世銀が行いまして、それからUNDP、開発計画のところでプロジェクトの発掘と技術援助活動を行う。それからUNEP、国連環境計画が環境面での専門的知識の提供を行うという形で、国際的な三機関が共同してこの運営に当たるという形で運営をされることとなっております。(武藤(山)委員「金利の運用ですね」と呼ぶ)資金の運用の点でございます。

○武藤(山)委員　これは基金という言葉がちょっとあれかな。我々の使っている基金の意味ではなくて、普通、基金という場合は、財団法人とか社団法人の基金があって、元金は一切使わない、金利だけで運用する、それが普通、基金の性格だと受けとめていたわけですが、ここの場合は拠出した金を三年間で使ってしまうのですか。

○岡松政府委員　これは基金というふうに呼んでおりますが、集めました金はそのまま、元本に当たる部分といいますか、その資金をそのまま融資あるいは援助に充てるというものでございまして、いわゆる基金があって、金利部分を充てるというものではございません。

○武藤(山)委員　そうすると、これは基金として積み立てていないので、使い切ってしまうとまたこういう話が持ち上がって新たに基金を拠出しろ、そういう話が出てくる可能性があるわけですか。

○岡松政府委員　この点につきましては、三年間の試行期間だということでスタートいたしておりますので、今のような事態になりました場合には、また改めて関係国が相談し、次の対策を検討していくというように了解いたしております。

○武藤(山)委員　ちょっと話が飛びますけれども、この環境基金というのはどういう環境改善に使うのかわかりませんけれども、例えばこういうべらぼうな宇宙汚染については国連は無関心なんでしょうか。

この間NHKのテレビで、中国の新疆省ウイグル地域、石炭が自然発火しておるのですね。三十数カ所石炭が自然発火、これでおおよそ年間一億トンの石炭が燃えているというのです。だから、亜硫酸ガスなどというのは日常茶飯事。この砂漠に行くと自然発火の石炭が一億トン燃えているというのですから、風がまた強く吹いてくれば日本列島の方まで飛んでくるわけですが、日本で幾ら脱硫装置をつくっていろいろやっても、野放しで石炭が燃えているというようなものについては、国連はこういう問題について世界の環境に大変悪いということで取り組む姿勢があるのか。

また、日本の通産省は、ああいうテレビを見て、係官を派遣して、今の技術で何とかこれを消しとめることはないのか。あるいは掘って、近くに発電所をつくって何か安い電力でアルミとか水素をつくるとか、そんなものに燃やしてしまうのではもったいないから、世界の資源だから活用できないかとか、議論すらしたことないですか。エネルギー庁なり通産省なり、そんな話題も出たことない、よその国のことで、そんな遠くの話でどうしようもない、視察もしていないですか。

○堤(富)政府委員　お答え申し上げます。

新疆ウイグル地区のNHKのテレビは私も見させていただきましたが、確かに出火箇所が四十二カ所もあって、今まで失われた石炭が二十一億トンもあるというような話を聞きますと、何かしたいという気持ちはおっしゃるとおりだと思います。したがいまして、私も自分の技術担当の方た

ちとも御相談申し上げましたが、必ずしもあれは日本で消す技術的な能力があるかというと大変難しいような気もいたしております。しかしながら、もし中国等から要請があれば、我々としても勉強してみたいという気持ちはございます。

国連の機関がこれに適応できるかどうかというのは必ずしもまだ詳細な検討をしておりませんが、第一次的な検討ではちょっと無理ではないかという気もしております。

○武藤(山)委員　局長、ぜひ一回新疆省へ旅費をもらって行って見てきてください。中国の発電所を、日本の通産省がいろいろ技術援助をしてとにかく脱硫装置を始動したり、いろいろ金をかけて国内の発電所の応援を日本がしているわけですね。しかし一方では、一億トンもぼんぼん地球上にまかれていたのでは何のことはない、そんな感じもするので、ぜひこれは国策として、中国政府と日本政府が英知を絞れば何とかなるのか、ならないのか、その辺もひとつ中期的に考えて、大臣、ぜひ係官を派遣して、隣の国の風が飛んでくるわけですから、そんなことも一回やってみたい、通産省そんなお気持ちになれるかどうか、大臣の見解をちょっと聞きたいと思います。

○森国務大臣　私はそのテレビは見ておりませんので、今お話を聞いておるだけでも大変興味深い問題でございます。特に、環境基本法の成案を得るまでに、単に我が国の環境だけではなくて世界全体の環境を考えていかなければならぬ、そういう観点に立った議論も出ておるわけでございまして、今堤局長が申し上げましたように、よその国のことでございますから、中国からそうした御要望なり話があれば、ぜひ視察などもして、我が国としてもそれを研究課題として取り上げていくことは私は大変重要なことだと思っておりますし、できれば与野党の先生方でも一度また御視察をいただいて我々に御教示いただくこともむしろ早いのかな、そんな感じもいたします。

○武藤(山)委員　ありがとうございます。

それから、環境税の問題で、経済協力開発機構が加盟国政府の代表を集めていろいろ検討したという報道がなされております。そして、三月中に二年間かけて税の具体的な実施方法と国際協調のあり方について具体的な検討を進める方針である、これがOECDで議論をされておりまして、方向としてはやはり油や石炭やガス、そういうものに税金をかけよう、特に石炭、石油が大宗を占めると思うのでありますが、そういう炭素税というものに対する考え方ですね。日本はOECDは正式メンバーですよね。ですから、この会議に通産省か環境庁かどこかが出ていると思うのですね。この環境税というものの議論について、日本政府は今どの程度のところで何を議論しているのか、国際協調の面から議論をされているという視点で、ちょっとだれかお答えを願いたいと思うのです。

○堤(富)政府委員　お答え申し上げます。

現在OECDで委員御指摘のような検討がされております。三月と言われておりますものは、報告書がまとまったわけでございますが、必ずしも政策に対する勧告というところまではまだ行っておりませんで、大変難しい税制でございますので、さらに二年間検討をするということになっておる次第でございます。

それから、OECDで検討しております環境税というのは、俗に言う経済的手段ということの中身でございまして、一つは、税金をかけることによっていろいろなものの排出を抑制するための税ということを考えておるわけですし、一方で、今回御審議いただいているような、いわば金融、税制等の助成をすることによるものもあわせて考えておるわけでございます。ただ、税という方の、課税をしたり課徴金をかけたりすることによって抑制する税というのは今までの税体系とは大変違ったものでございまして、政府部内でも今までこういう手法を必ずしも使ってきたわけではございません。そういう意味では大変新しい税制でございますので、環境基本法をつくる過程でも各省あるいは審議会等で議論がされたわけでございますが、これから国民の理解と協力を求めながら十分研究をしていくという考え方になっておるわけでございます。

○武藤(山)委員　この炭素税の考え方というのは炭素含有量に応じて課税するというのですね。そうすると油などは相当高い税金をかける。その場合、家庭の暖房費のはね上がりとか、いろいろ逆進性の高い結果が生まれてくるのじゃないか。したがって、環境を汚染する材料はこれだからこいつに税金をうんとぶっかけろという発想が果たしていいのかどうか、私大変疑問に思っているものですから、この国際的な舞台でいろいろ議論をしてきた経過など聞きたかったわけでありますが、これをよく読んでみたら通産省は出ていないのですね。日本からは大蔵省、環境庁の担当官が参加した、こう書いてあるものだから、ここで質問するのは無理だなということが今これをよく読んでみてわかりました。これはやはり大蔵か環境庁を呼んで質問をしなければならぬ問題かな、こう考えます。いずれにしても、世界の趨勢がそういう方向でいろいろ議論されておるので、日本では三審議会で今相当議論が行われているわけですね。この三審議会の中には通産省も含まれていると思いますので、これらの問題に十分関心を持って、いつの日か一般質問の中でまたお答えをいただければと思っております。

次に、あっち行ったりこっち行ったりで恐縮なんでありますが、小さい話であります。電源地域には立地協力交付金というのが出ておりますね。これが地方の電源立地地域には交付金があって、需要者のたくさんいる都市周辺の発電所には交付金が行かない、私はこれはどうも納得いかないのであります。発電所というのは、近くに人家があって、工場があって、送電するのにロスがなくて非常に便利だ、できるだけ近くに立地できることがいいことなんでありますが、危険があるとか住民運動の反対があるとかでなかなかつくりにくい。しかし東京にも発電所はありますし、そういう地方と都会を差別するというか区別するというのはこの際もう取っ払うべきじゃないかな、そんな感じがしてならないのですが、大都市も交付金の適用対象にしたらどうだ、これが一つ。

これは大きな問題だから大臣でないと決断できない話ですね。あとは、事務当局が今法律でできませんとか、規定があってできませんという答えが返ってくるだけですから、ひとつ大臣に。大臣は政治家ですから、政治家は法をつくる力を持ち、法を破る力を持っておるのが政治でありますから、（発言する者あり）破るという言葉が悪ければ廃止をする力。しかし、尾高朝雄さんは破ると言っておるのだよ。「法の究極にあるもの」という東大教授の本の中に「政治とは何か、法をつくる力であり法を破る力である。」ソ連などは今その法を破って大変なことになっている。これは権力の恐るべき力であります。まあ弁護士にそんな講釈をしちゃいかぬけれども、やじに答えたわけであります。

それが一つと、もう一つは、前に私、予算委員会で取り上げたことがあるのですが、いつも甲子園の高校野球の準決勝から決勝戦ころになると電力消費がピークになってとても関西だけの電力では間に合わない、どうしても東の方の電力を向こうへ応援しなければいかぬ。ところが、周波数が違うものですから、周波数変換設備がないと東の方の電力を西に持っていけない仕組みに今なっているのですね、発電機が違うものですから。そこで、周波数変換設備をもっとふやせふやせということを私、予算委員会でも何回もやってきたのですが、お金がかかるものだから、電力会社に任せっきりでこれをつくらせようといってもなかなかできないで、今どのくらいのキャパシティーあるのですか、私の知る範囲では九十万キロワットぐらいしか変換の能力がないと聞いているのですが、六十ヘルツと五十ヘルツの交換の問題ですね。これがわかるのはエネルギー庁ですか。したがって、今の二問は、大臣に一問、一問はエネルギー庁長官、こういうことになりますが、答えてください。

○森国務大臣　大都市を初めといたしまして需要地の周辺で電源を開発してまいりますことは、これは安定的な電力供給の確保の上から極めて重要であろうというふうに私も考えております。

ただ、この電源立地交付金ができました経緯は、これはもう先生十分御承知のことでございまして、どちらかというと地方、過疎地がやはり多いわけでありまして、そしてその電力、エネルギーを受けるといいましょうか、享受するのは大都市というケースが多いわけでございまして、すべてがそう当たりませんけれども。私は石川県ですが、きょうは来ておりませんが、山本理事はたしか福井県。私どもも福井県の電源立地でよく相談を受けますが、やはり住民感情としては、福井県が一生懸命に苦労して電源を供給する、それを受けているのは関西の大都市の方じゃありませんかというような、そんなことをよく私ども聞くことがございます。ですから、そういうこともいろいろ考えて、この電源立地交付金はそういう一つの経緯というのがやはりあったと思います。ですから、今武藤先生おっしゃるように、大都市にこうした分散型のものができる、それに対して、そういうことは取っ払ってやはりそういう恩恵を与えるべきではないかというのは、一つの考え方としてはよく理解もできるわけでございますが、政治家だからおまえ法律をつくって、法律を、まあ破れとはおっしゃらなかったと思いますが、考えろということでございますが、そういう今までの経緯というものも十分考えてみなければなりませんが、この分散型の電源というのはどちらかといったら小さい、小型化のものだというふうに聞いてもおりますし、そういう分散型電源からの余剰電力の購入の進捗状況も踏まえながら、いわゆる需要地近接型電源の立地動向あるいは立地の地域との関係、また従来の電源立地促進対策としての今申し上げたような経緯から見て整合性があるかどうか、そういう点も十分勘案をしながら、大変新しい指摘でございますから検討をしてまいりたい、このように考えます。

もう一つの御質問がございました。これは事務的なことでございますので、事務局から申し上げます。

○黒田政府委員　御質問の五十ヘルツと六十ヘルツの周波数変換設備の問題でございますけれども、御指摘のように、現在は、先生のおっしゃった数字の九十万キロワットの能力のものが佐久間と新信濃にあるわけでございます。今後の予定といたしましては、平成八年度に東清水の地点で三十万キロワットの周波数変換設備が新設される予定でございます。したがって、その段階では、合わせて百二十万キロワットということになります。

さらに、長期の問題、今後の問題でございますけれども、昨年の電気事業審議会の報告におきましては、二〇一〇年ぐらいの時点で二百万ないし二百五十万キロワットぐらいの周波数変換設備の必要性が指摘されているところでございまして、そういった電力融通の状況等を勘案しながら、電力各社においてまた努められると思いますけれども、私どもとしても、必要な取り組みに対しては支援をしてまいりたいと考えているところでございます。

○武藤(山)委員　新エネルギー問題で太陽光発電を徹底的にやれば将来は原発はなくても心配ないんだとか、あるいはいろいろ新エネルギーを開発すれば原発はやめられるんだとかいろいろな意見が原発反対派の諸君から出ているわけですね。そこで、新エネルギーに私も大変関心を持つ一人でありますが、仮に太陽光電池を日本じゅうの家庭全部が二〇二〇年に設備したとして何千万キロワットになるんだということを三洋電機の専門家に聞いてみましたら、幾らやっても二千万キロワットだというのですね、太陽光発電が全国に普及しても二千万キロワットぐらい。その当時の日本の電力は一億五千万キロから二億万キロワットぐらいの電力が必要な時代、二〇二〇年ごろはなると思うんですね。だとするととてもこれは追いつく話ではない。

そこで、今通産省がいろいろ地球環境問題に対応した新しいエネルギー・環境技術の長期的な研究開発計画、こういうものをまとめた。二〇二〇年までに一兆五千五百億円を投じて廃熱を高効率で回収したりあるいは水素の利用で水素発電を研究したり、いろいろこれからニューサンシャイン計画としても新エネルギーの開発に大いに努力する、こういうことが新聞報道されているわけであります。

そこで、よく私の見通しが立たないのは、水素発電と高温岩体発電方式、高温岩体発電もかなり有望であるという報道なんでありますが、通産省の研究技術水準でこれらを眺めると何年後ぐらいにこの二つの新エネルギーというのは実験段階から商業ベースに乗る、それはこれから何十年先のことなのか、おおよそのめどはどの辺に想定できるのか、その辺ちょっと聞かせてもらいたい。

○松藤政府委員　お答え申し上げます。

まず水素でございますけれども、水素発電につきましては、燃料電池と水素燃焼タービンによる発電と二つございます。まず燃料電池でございますが、これは昭和五十六年からムーンライト計画のもとで研究開発を推進してまいりまして、燐酸型の燃料電池につきましてはほぼ実用化のめどがついてきたところでございます。ただ、これをさらに大規模、高効率化するために、現在、溶融炭酸塩型の燃料電池を中心に、さらに技術開発を進めることにしてございまして、二〇〇〇年以降燃料電池につきましては、徐々に実用化が進んでまいるものと期待しております。

それから、水素燃焼タービンでございますが、これは温度が非常に高くなるものでございますから、高温に耐える材料の開発が必要でございまして、私どもといたしましては、二〇一〇年以降実用化をめどにいたしましてこの材料開発等、水素燃焼タービンの開発に努めてまいる所存でございまして、先生おっしゃるように、これは効率が非常によろしゅうございますけれども、新しい材料を必要とするということでございます。

それから、高温岩体でございますけれども、これは先生御指摘のように、従来型の地熱発電は地下の熱水を取り出すわけでございますけれども、高温岩体発電が可能になりますと、熱水が存在しなくても地下のエネルギーがそのまま利用できるということでございまして、我々も大変期待して、この研究開発をやっております。現在山形県の肘折地区というところで千八百メートルほど掘りまして実験をやっておりますが、やはり岩に割れ目をつくりまして、そこに水を圧入いたしまして、それで岩によって熱せられた水をまた取り出すということでございますが、なかなかこの水の経路をうまく、特に熱水を取り出す技術がなかなか難しいところもございます。現在、この肘折地区におきまして、熱出力で七千キロワットレベルの実験を九十日間成功裏に実施しておりますけれども、今後とも日米独等の共同研究も含めましてさらに一層努力してまいる所存でございまして、二〇〇〇年以降の実用化を高温岩体については目指しております。現在、在来型の地熱エネルギーでございますと二十七万キロワットの発電規模でございますけれども、この高温岩体発電等を二〇〇〇年以降可能にすることによりまして二〇一〇年には合計で三百五十万キロワット程度の地熱発電を実現したいと考えて鋭意努力しているところでございます。

○武藤(山)委員　時間があと四分になってしまいましたので、最後でありますが、私は、十年前に予算委員会で、世界開発あるいは世界の資金の有効利用、そういう見地から、ジブラルタル海峡にトンネルをつくるべきであるとか、あるいはアフリカのコンゴ川をせきとめて、コンゴ川の水を活用すべきであるとか、ヒマラヤ山系には二千五百メートルの落差を持った河川がたくさんある、これに所々に発電所をつくるべきであるなどなど、世界の大きなプロジェクトに日本は指導的役割を果たして、世界の資金の還流と世界開発プロジェクトに力を注ぐべきである。これは私の持論で、十数年、あらゆる国会の質疑の場所で取り上げて

きたんでありますが、パナマ運河だけは日本ができることになって、目下工事中でありますが、ほかのところはまだ話が進みません。かつてミッテラン大統領に会ったときにその話をしたら、そういう世界のプラントはみんな日本の技術で日本が落札してしまうんだろう、そんな話をされて話が終わりになってしまったんでありますが、いずれにしても、日本の高度な科学技術と世界の協力の資金によってそういう大きな世界開発というものにもっと日本政府は発言をどんどんすべきじゃないのか。日本の黒字がたまった、たまったといじめられる場合も、その還流の問題がやはり問題でありまして、貿易を縮小均衡するという方向は邪道でありまして、私は、やはり黒字の還流策というのは、世界開発に貢献をしていくという意味で世界プロジェクトの着手、これを強く希望しているわけであります。

そこで、私の夢の一つは、ヒマラヤ山系にたくさんの発電所をつくって、そこで二十一世紀は水素を取る、安い電力で水素をつくる。その水素で発電に、日本は、水素を日本に持ってきて、水素発電に大いに力を入れていく。こうなっていけば、だんだん、核分裂によるエネルギーよりもそういう方面の方が国民は安心だ。行く行くは核発電の場合も原発の場合も、廃棄物の問題でいずれにしても大変苦悩する時代に逢着をすると思うのであります。そういうときに、やはり百年後を考えたら、そういう転換の方向のエネルギーというものを今から我々は準備に取りかからねばならない。まだ二十一世紀の前半まで政治家として活躍のできる森通産大臣、将来の長期展望に立った日本政府の方針を確立するために奮闘すべきではないか。私の提案する、ヒマラヤに発電所をつくり水素をとれ、この提案について、いかなる見解を持つかをただして、私の質問を終わりたいと存じます。

○森国務大臣　大変雄大なお話を承りまして、感銘深くお聞きをいたしました。

やはり、東西の対立がなくなりまして、まさに地球時代、共生の時代というのは、お互いに共通価値観を持って、地球人類の繁栄をみんなで協力していくということだろうと思います。しかし、まだまだ地域的にはいろんな諸問題もございますから、今いろいろと指摘をされました、提言をされましたようなことは、当然、将来、地球全体に、また日本がイニシアチブをとってやっていくことは私は大事なことだと思っております。既に今パナマのお話もございましたけれども、例えば砂漠の緑化でございますとか、いわゆる人口問題とか、食糧問題でありますとか、先生も随分この問題を担当されておりますが、そうした問題も、全体にやはり進めていかなければならぬむしろ喫緊の問題であろうというふうに考えます。

そういう意味で、このヒマラヤの大規模なプロジェクトというのは、いずれこれは、人類社会生活の向上、世界経済及び発展途上地域経済の発展のために、今後とも関係各国において検討を行うことが重要であろうというふうに思います。私もまずそんなに若くはないので、もう五十五歳でございますから。しかし、やはりこうした問題は、ここにおられます若い政治家諸君もたくさんおられます。こういう地球的なプロジェクトを与野党お互いに協調して、政策問題として研究していくことは極めて大事だと思います。また通産省としても、積極的にそうした問題にも取り組んで、まさに夢とロマンに挑戦をしていくことも大変大事な政治課題だと思います。先生のヒマラヤにおきます大規模水力発電というのは、まさにお名前のとおり、山治さんですから、山を治める大変すばらしい政策だと思いました。

○武藤（山）委員　時間になりました。ありがとうございました。

○井上委員長　これにて両案に対する質疑は終局いたしました。

○井上委員長　これより両案を一括して討論に入るのでありますが、討論の申し出がありませんので、直ちに採決に入ります。

まず、エネルギー需給構造高度化のための関係法律の整備に関する法律案について採決いたします。

本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○井上委員長　起立総員。よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、エネルギー等の使用の合理化及び再生資源の利用に関する事業活動の促進に関する臨時措置法案について採決いたします。

本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○井上委員長　起立総員。よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

○井上委員長　ただいま議決いたしました両案に対し、それぞれ額賀福志郎君外四名より、自由民主党、日本社会党・護憲民主連合、公明党・国民会議、日本共産党及び民社党五派共同提案による附帯決議を付すべしとの動議が提出されております。

まず、提出者よりそれぞれ趣旨の説明を求めます。安田範君。

○安田（範）委員　ただいま議題となりました両法案に対する附帯決議案につきまして、提出者を代表して、その趣旨を御説明申し上げます。

まず、エネルギー需給構造高度化のための関係法律の整備に関する法律案に対する附帯決議案について、案文を朗読いたします。

エネルギー需給構造高度化のための関係法律の整備に関する法律案に対する附帯決議（案）

政府は、本法施行に当たり、内外におけるエネルギー情勢の変化及びエネルギー消費が環境に及ぼす影響に対する懸念の高まり等に適確に対応していくことの重要性にかんがみ、特に次の諸点について適切な措置を講ずべきである。

一　省エネルギーの必要性が国民の各界各層に十分浸透するよう、マスメディア、学校教育、地域活動等を通じ、積極的に啓発活動を展開するとともに、基本方針の策定に当たっては、具体性・説得性のある内容とするよう努めること。

二　事業者等が自主的・積極的に省エネルギーに取組めるよう、施策の一層の拡充等による誘導に努め、行政の過度の介入は極力慎むこと。

三　特定機器を可能な限り拡大するとともに、住宅、中小規模ビルについて、一層の省エネルギー化が促進されるよう指導すること。

四　物流の効率化の一層の推進等を図り、運輸部門での省エネルギー努力を助長するよう努めること。

五　「石炭並びに石油及びエネルギー需給構造高度化対策特別会計」及び「電源開発促進対策特別会計」における海外協力事業に要する資金の歳出については、それぞれの特別会計の目的に照らし、適切に対応すること。

六　新エネルギー、省エネルギー技術の研究開発を加速的に推進しつつ、新エネルギーの普及促進に積極的に取り組むとともに、分散型電源、未利用エネルギーの活用・普及を図るための環境整備に努めること。

七　発電効率の向上を図るため、リパワリング等を促すとともに、必要な支援措置を講ずること。

八　電力の需要ピーク対策について実効性ある措置を講ずるよう努めるとともに、広域運営が円滑に進展するよう早急に基幹送電網等の整備を図ること。

九　「長期エネルギー需給見通し」について、エネルギー事業者の事業指針としての合理性、現実性を考慮し、可能な限り早急に見直しについて検討すること。

次に、エネルギー等の使用の合理化及び再生資源の利用に関する事業活動の促進に関する臨時措

置法案に対する附帯決議案について、案文を朗読いたします。

エネルギー等の使用の合理化及び再生資源の利用に関する事業活動の促進に関する臨時措置法案に対する附帯決議（案）

政府は、本法施行に当たり、我が国経済社会を環境調和型経済社会に円滑に移行させるため、エネルギー及び特定物質の使用の合理化並びに再生資源の利用等を促進することの重要性に照らし、特に次の諸点について適切な措置を講ずべきである。

一　本法の趣旨、内容について広く関係者に周知徹底するとともに、本法の助成対象となる「特定事業活動」及び「特定設備」について、本法の施行状況、関連技術の進展状況、関連設備の開発動向等を勘案し、必要に応じその対象の拡大、助成措置の充実・強化を図るよう努めること。

二　承認基準の策定・公表に当たっては、多様な事業実態に十分配慮し、事業者が特定事業活動を計画するための判断基準とするに十分明確かつ具体的なものとし、特に中小企業者の利用意欲を失わせることのないよう留意すること。

三　再生資源の利用の促進を図るため、再生資源の需要の拡大、回収事業者の事業環境の整備に努めるとともに、関係省庁間、地方公共団体との連携を強化すること。

四　特定フロン等の規制強化に伴い、産業界、特に中小企業に大きな影響が生じないよう特段の対策を講ずるとともに、第三世代フロン等の開発に積極的に対応すること。

五　我が国の環境保全技術、省エネルギー・新エネルギー技術等を世界に広く提供するとともに、発展途上国への環境分野での資金面の協力に積極的に対応し、地球環境保全、エネルギー分野における国際貢献を積極的に展開すること。

以上であります。

それぞれの附帯決議案の内容につきましては、審査の経過及び案文によって御理解いただけるものと存じますので、詳細な説明は省略させていただきます。

何とぞ委員各位の御賛同をお願いいたします。

以上です。

○井上委員長　これにて趣旨の説明は終わりました。

採決いたします。

まず、エネルギー需給構造高度化のための関係法律の整備に関する法律案に対し、附帯決議を付するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○井上委員長　起立総員。よって、本案に対し附帯決議を付することに決しました。

次に、エネルギー等の使用の合理化及び再生資源の利用に関する事業活動の促進に関する臨時措置法案に対し、附帯決議を付するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○井上委員長　起立総員。よって、本案に対し附帯決議を付することに決しました。

この際、森通商産業大臣から発言を求められておりますので、これを許します。森通商産業大臣。

○森国務大臣　ただいま御決議のありました附帯決議につきましては、その趣旨を尊重して、両法案の適切な実施に努めてまいる所存でございます。ありがとうございました。（拍手）

○井上委員長　お諮りいたします。

ただいま議決いたしました両案に関する委員会報告書の作成につきましては、委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○井上委員長　御異議なしと認めます。よって、そのとおり決しました。

〔報告書は附録に掲載〕

○井上委員長　次に、内閣提出、特許法等の一部を改正する法律案を議題といたします。

これより趣旨の説明を聴取いたします。森通商産業大臣。

特許法等の一部を改正する法律案

〔本号末尾に掲載〕

○森国務大臣　特許法等の一部を改正する法律案につきまして、その提案理由及び要旨を御説明申し上げます。

近年、技術革新の進展に伴い技術開発成果の迅速な保護が強く求められ、また、産業経済活動の国際化等に伴い工業所有権制度の国際的調和の必要性が増大するとともに、特許出願の審査等を迅速に行うための諸施策を推進すべく特許特別会計の財政的基盤を強化する必要性が生じております。

本法律案は、以上のような工業所有権制度をめぐる最近の情勢の変化に対処するため、工業所有権関係四法について所要の改正を行うものであります。

なお、本法律案は、工業所有権審議会において平成三年五月から慎重な審議が重ねられ、昨年十二月に提出されました特許法及び実用新案法の改正に関する答申を踏まえた内容となっております。

次に、この法律案の要旨を御説明申し上げます。

第一は、特許出願に係る補正の範囲を適正化するものであります。我が国では、特許出願に係る補正の範囲が主要国に比べて広範となっており、これが、迅速な権利付与を妨げる要因となっております。このため、制度の国際的調和を図るとともに、技術開発成果の迅速な保護を図るべく特許出願に係る補正の範囲について所要の改正を行うものであります。

第二は、迅速な審理を推進するため、特許に係る審判手続の簡素化を行うものであります。具体的には、補正の却下の決定に対する審判を廃止し、補正の可否は拒絶査定に対する審判において争うこととすること等所要の改善を行うものであります。

第三は、実用新案制度の早期登録制度への改正であります。現在の実用新案出願には、技術開発の加速化を背景として、早期に製品化され、寿命が短い技術が多くなっております。しかし、現行制度は主要国と異なり審査を経て権利を付与する制度であり、出願から権利付与までに長期間を要しております。これを改め、製品寿命の短い技術の迅速な保護を図るため、早期権利付与を可能とする実用新案制度に改正するものであります。

第四は、手数料等の改定を行うものであります。その背景といたしましては、日米構造協議における審査を迅速に行う旨の目標を達成するためには、ペーパーレス計画の推進、審査官の増員等の諸施策を強力に推進する必要があります。しかし、そのための経費が増加する一方で、保有権利の見直し、出願の厳選といった構造的変化により歳入が伸び悩むため、平成五年度には特許特別会計が赤字となるおそれがあります。このため、歳出削減を推進する一方で、今後も引き続き審査の迅速化のための経費を確保するため、所要の引き上げを行うものであります。

以上がこの法律案の提案理由及びその要旨であります。

何とぞ、慎重御審議の上、御賛同くださいますようお願い申し上げます。

○井上委員長　これにて趣旨の説明は終わりました。

次回は、来る四月二日金曜日午前九時五十分理事会、午前十時委員会を開会することとし、本日は、これにて散会いたします。

午前十一時三十五分散会

―――――◇―――――

特許法等の一部を改正する法律案

特許法等の一部を改正する法律

（特許法の一部改正）

第一条　特許法（昭和三十四年法律第百二十一号）の一部を次のように改正する。

第四条第一項中「第百六十一条の三第三項」を「第百六十三条第三項」に、「、第百二十一条第一項又は第百二十二条第一項」を「又は第百二十一条第一項」に改め、同条第二項中「又は第百二十一条第一項（第百六十五条第一項（第百七十四条第四項において準用する場合を含む。）」を削る。

第六条第一項第二号中「（第百六十五条第一項において準用する第五十五条第一項の申立てを含む。）」を削り、同項第三号及び第四号並びに同条第二項中「、第百二十九条第一項」を削る。

第九条中「第四十二条の二第一項」を「第四十一条第一項」に改め、「若しくは第百二十二条第一項」を削る。

第十四条中「第四十二条の二第一項」を「第四十一条第一項」に改め、「又は第百二十二条第一項」を削る。

第十七条第一項ただし書中「第四十二条の二第一項」を「第四十一条第一項」に、「及び請求公告をすべき旨の決定の謄本の送達があつた後」を「、第百二十三条第一項の審判において第百三十四条第一項の規定により指定された期間が経過した後（同条第五項において準用する第百六十五条の規定又は第百五十三条第二項の規定により期間が指定された場合にあつては、当該期間が経過した後）及び第百二十六条第一項の審判において第百五十六条第一項の規定による通知があつた後（同条第二項の規定による審理の再開がされた場合にあつては、その後更に同条第一項の規定による通知があつた後）」に、「第百六十一条の三第二項及び第三項」を「第百六十三条第二項及び第三項」に改め、「審判」の下に「若しくは第百三十四条第二項の訂正」を加え、同条第三項中「前二項」を「第一項本文及び前項」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項第二号中「基く」を「基づく」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2　前項本文の規定により明細書又は図面について補正をするときは、願書に最初に添付した明細書又は図面に記載した事項の範囲内においてしなければならない。

第十七条の二中「添附した」を「添付した」に改め、同条第三号中「第百六十一条の三第二項」を「第百六十三条第二項」に、「この号」を「この項」に、「通知を」を「通知（以下この条において「拒絶理由通知」という。）を最初に」に改め、同条第四号を同条第五号とし、同条第三号の次に次の一号を加える。

四　拒絶理由通知を受けた後更に拒絶理由通知を受けた場合において、最後に受けた拒絶理由通知に係る第五十条の規定により指定された期間内にするとき。

第十七条の二に次の三項を加える。

2　前条第二項の規定は、前項の場合に準用する。

3　前項において準用する前条第二項に規定するもののほか、第一項第四号及び第五号に掲げる場合において特許請求の範囲についてする補正は、次に掲げる事項を目的とするものに限る。

一　第三十六条第五項第二号に規定する請求項の削除

二　特許請求の範囲の減縮（前号に規定する一の請求項に記載された発明（第一項第四号又は第五号の規定による補正前のものに限る。以下この号において「補正前発明」という。）と産業上の利用分野及び解決しようとする課題が同一である発明の構成に欠くことができない事項の範囲内において、その補正前発明の構成に欠くことができない事項の全部又は一部を限定するものに限る。）

三　誤記の訂正

四　明りようでない記載の釈明（拒絶理由通知に係る拒絶の理由に示す事項についてするものに限る。）

4　第百二十六条第三項の規定は、前項の場合に準用する。この場合において、同条第三項中「第一項ただし書第一号」とあるのは、「第十七条の二第三項第二号」と読み替えるものとする。

第十七条の三第一項ただし書及び各号を削り、同条第二項中「前項ただし書」を「前項」に改め、同項を同条第四項とし、同条第一項の次に次の二項を加える。

2　前項の規定により明細書又は図面について補正をするときは、願書に添付した明細書又は図面に記載した事項の範囲内においてしなければならない。

3　前項に規定するもののほか、第一項の補正は、次に掲げる事項を目的とするものに限る。

一　特許請求の範囲の減縮

二　誤記の訂正

三　明りようでない記載の釈明

第十八条中「第十七条第二項」を「第十七条第三項」に改める。

第二十九条の二第一項中「又は出願公開」を「若しくは出願公開又は実用新案法（昭和三十四年法律第百二十三号）第十四条第三項の規定により同項各号に掲げる事項を掲載した実用新案公報（以下「実用新案掲載公報」という。）の発行」に、「添附した」を「添付した」に改め、同条第二項中「（昭和三十四年法律第百二十三号）」を削り、「又は出願公開」を「出願公開又は」に、「「、出願公開又は」を「「出願公開、」と、「発行」とあるのは「発行又は」に、「添附した」を「添付した」に改める。

第四十条の前の見出し、同条及び第四十一条を削る。

第四十二条に見出しとして「（出願公告決定後の補正が不適法な場合の効果）」を付し、同条中「第十七条の三又は第六十四条」を「第十七条の三第三項若しくは第四項又は第六十四条第三項若しくは第四項」に、「第百六十一条の三第二項及び第三項」を「第百六十三条第二項及び第三項」に改め、同条を第四十条とする。

第四十二条の二第一項第二号中「第九条第一項」を「第十一条第一項」に、「第八条第一項若しくは第二項」を「第十条第一項若しくは第二項」に改め、同項第三号中「取り下げられ」を「、取り下げられ」に改め、同項に次の一号を加える。

五　先の出願について、その特許出願の際に、実用新案法第十四条第二項に規定する設定の登録がされている場合

第四十二条の二第二項中「同項」の下に「若しくは実用新案法第八条第一項」を加え、「第百六十一条の三第三項」を「第百六十三条第三項」に、「実用新案法」を「同法」に改め、同条第三項中「同項」の下に「若しくは実用新案法第八条第一項」を、「先の出願について出願公開」の下に「又は実用新案掲載公報の発行」を加え、「実用新案法」を「同法」に改め、同条を第四十一条とする。

第四十二条の三第一項ただし書中「取り下げられ若しくは」を「、取り下げられ、若しくは」に改め、「確定している場合」の下に「、当該先の出願について実用新案法第十四条第二項に規定する設定の登録がされている場合」を加え、同条を第四十二条とする。

第四十三条第二項中「出願をし若しくは」を「出願をし、若しくは」に改め、同項第二号中「第四十二条の二第一項」を「第四十一条第一項」に改める。

第四十四条第二項ただし書中「第四十二条の二第四項」を「第四十一条第四項」に改める。

第四十六条第一項ただし書及び第三項を削り、同条第四項中「第二項ただし書」を「前項ただし書」を「前項た

だし書」に改め、同項を同条第三項とし、同条中第五項を第四項とし、第六項を第五項とする。

第四十九条中第四号を第五号とし、第一号から第三号までを一号ずつ繰り下げ、同条に第一号として次の一号を加える。

一　その特許出願の願書に添付した明細書又は図面についてした補正が第十七条第二項（第十七条の二第二項において準用する場合を含む。）に規定する要件を満たしていないとき。

第五十条に次のただし書を加える。

ただし、第十七条の二第一項第四号に掲げる場合において、第五十三条第一項の規定による却下の決定をするときは、この限りでない。

第五十二条の二第一項中「仮差押え若しくは仮処分の申請」を「仮差押命令若しくは仮処分命令の申立て」に改める。

第五十三条を次のように改める。

（補正の却下）

第五十三条　第十七条の二第一項第四号に掲げる場合において、願書に添付した明細書又は図面についてした補正が同条第二項から第四項までの規定に違反しているものと出願公告をすべき旨の決定の謄本の送達前に認められたときは、審査官は、決定をもつてその補正を却下しなければならない。

2　前項の規定による却下の決定は、文書をもつて行い、かつ、理由を付さなければならない。

3　第一項の規定による却下の決定に対しては、不服を申し立てることができない。ただし、第百二十一条第一項の審判を請求した場合における審判においては、この限りでない。

第五十四条第二項を次のように改める。

2　前条第二項及び第三項の規定は、前項の規定による却下の決定に準用する。

第五十四条第三項を削る。

第六十四条第一項中「申立」を「申立て」に、「添附した」を「添付した」に改め、同項ただし書及び各号を削り、同条第二項中「前項ただし書」を「前項」に改め、同項を同条第四項とし、同条第一項の次に次の二項を加える。

2　前項の規定により明細書又は図面について補正をするときは、願書に添付した明細書又は図面に記載した事項の範囲内においてしなければならない。

3　前項に規定するもののほか、第一項の補正は、次に掲げる事項を目的とするものに限る。

一　特許請求の範囲の減縮

二　誤記の訂正

三　明りようでない記載の釈明

第六十五条第一項中「必要がある」の下に「と認める」を加え、「又は」を「、又は」に改め、同条第二項中「訴訟において必要がある」を「訴えの提起又は仮差押命令若しくは仮処分命令の申立てがあつた場合において、必要があると認める」に改める。

第六十五条の三第三項中「第百六十一条の三第三項」を「第百六十三条第三項」に改める。

第六十七条第二項を削り、同条第三項を同条第二項とする。

第六十七条の二第一項第四号中「前条第三項」を「前条第二項」に改め、同条第三項中「前条第三項」を「前条第二項」に改め、「及び第二項」を削る。

第六十七条の三第一項第一号及び第二号並びに第四項第五号並びに第六十八条の二中「第六十七条第三項」を「第六十七条第二項」に改める。

第七十九条中「（第四十条の規定によりその特許出願が手続補正書を提出した時にしたものとみなされたときは、もとの特許出願の際又は手続補正書を提出した際）」を削る。

第八十条第一項各号列記以外の部分中「第百二十三条第一項若しくは」を「第百二十三条第一項又は」に改め、「又は実用新案法第三十七条第一項若しくは第四十八条の十二第一項」を削り、「特許又は実用新案登録が第百二十三条第一項各号の一若しくは」を「特許が第百二十三条第一項各号の一又は」に改め、「又は実用新案法第三十七条第一項各号の一若しくは第四十八条の十二第一項」及び「又は考案」を削り、「当該特許権又はその特許若しくは実用新案登録を無効にした」を「その特許を無効にした場合における特許権又はその」に改め、同項中第二号を削り、第三号を第二号とし、同号の次に次の一号を加える。

三　前二号に掲げる場合において、第百二十三条第一項又は第百八十四条の十五第一項の審判の請求の登録の際現にその無効にした特許に係る特許権についての専用実施権又はその特許権若しくは専用実施権についての第九十九条第一項の効力を有する通常実施権を有する者

第八十条第一項第四号及び第五号を削る。

第百七条第一項中「同条第三項」を「同条第二項」に、「その期間」を「その延長の期間を加えたもの」に改め、同項の表中「九千三百円」を「一万三千円」に、「千円」を「千四百円」に、「一万四千五百円」を「二万三百円」に、「千五百円」を「二千百円」に、「二万九千円」を「四万六百円」に、「三千円」を「四千二百円」に、「五万八千円」を「八万千二百円」に、「六千円」を「八千四百円」に、「十一万六千円」を「十六万二千四百円」に、「一万二千円」を「一万六千八百円」に、「二十三万二千円」を「三十二万四千八百円」に、「二万四千円」を「三万三千六百円」に、「四十六万四千円」を「六十四万九千六百円」に、「四万八千円」を「六万七千二百円」に改める。

第百二十二条を次のように改める。

第百二十二条　削除

第百二十三条第一項中第五号を第六号とし、第一号から第四号までを一号ずつ繰り下げ、同項に第一号として次の一号を加える。

一　その特許が第十七条第二項（第十七条の二第二項において準用する場合を含む。）、第十七条の三第二項又は第六十四条第二項（第百五十九条第二項及び第三項（第百七十四条第一項において準用する場合を含む。）並びに第百六十三条第二項及び第三項において準用する場合を含む。）に規定する要件を満たしていない補正をした特許出願に対してされたとき。

第百二十三条第一項に次の一号を加える。

七　その特許の願書に添付した明細書又は図面の訂正が第百二十六条第一項ただし書、第二項若しくは第三項（第百三十四条第五項において準用する場合を含む。）又は第百三十四条第二項ただし書の規定に違反してされたとき。

第百二十五条ただし書中「第百二十三条第一項第五号」を「第百二十三条第一項第六号」に改める。

第百二十五条の二第一項第一号及び第二号中「第六十七条第三項」を「第六十七条第二項」に改める。

第百二十六条第一項中「次に掲げる事項を目的とする場合に限り」を「第百二十三条第一項の審判が特許庁に係属している場合を除き」に、「添附した」を「添付した」に改め、同項に次のただし書を加える。

ただし、その訂正は、願書に添付した明細書又は図面に記載した事項の範囲内においてしなければならず、かつ、次に掲げる事項を目的とするものに限る。

第百二十六条第一項第三号中「明瞭」を「明りよう」に改め、同条第三項中「第一項第一号」を「第一項ただし書第一号」に改める。

第百二十九条及び第百三十条を次のように改める。

第百二十九条及び第百三十条　削除

第百三十二条第一項中「、第百二十五条の二第一項又は第百二十九条第一項」を「又は第百二

十五条の二第一項」に改める。

第百三十四条第三項を同条第四項とし、同条第二項中「前項の答弁書」を「第一項の答弁書又は前項の訂正の請求書に添付された訂正した明細書若しくは図面」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2　第百二十三条第一項の審判の被請求人は、前項又は第百五十三条第二項の規定により指定された期間内に限り、願書に添付した明細書又は図面の訂正を請求することができる。ただし、その訂正は、願書に添付した明細書又は図面に記載した事項の範囲内においてしなければならず、かつ、次に掲げる事項を目的とするものに限る。

一　特許請求の範囲の減縮

二　誤記の訂正

三　明りようでない記載の釈明

第百三十四条に次の一項を加える。

5　第百二十六条第二項から第四項まで、第百二十七条、第百二十八条、第百三十一条、第百三十二条第三項及び第四項並びに第百六十五条の規定は、第二項の場合に準用する。

第百三十七条第一項中「第百六十一条の二」を「第百六十二条」に、「第百六十一条の四第三項」を「第百六十四条第三項」に改める。

第百三十九条第一号中「（第百六十五条第一項において準用する第五十五条第一項の申立てをした者を含む。以下同じ。）」を削る。

第百四十五条第一項中「、第百二十五条の二第一項又は第百二十九条第一項」を「又は第百二十五条の二第一項」に改める。

第百五十九条第一項中「第五十三条第四項中「第百二十一条第一項の審判を請求したとき」とあるのは「第百七十八条第一項の訴を提起したとき」と」を「第五十三条第一項中「第十七条の二第一項第四号」とあるのは「第十七条の二第一項第四号又は第五号」と、「補正が」とあるのは「補正（同項第四号に掲げる場合にあつては、第百二十一条第一項の審判の請求前にしたものを除く。）が」と」に、「第百六十一条の三第二項及び第三項」を「第百六十三条第二項及び第三項」に改め、同条第二項に後段として次のように加える。

この場合において、第五十条ただし書中「第十七条の二第一項第四号に掲げる場合」とあるのは、「第十七条の二第一項第四号又は第五号に掲げる場合（同項第四号に掲げる場合にあつては、第百二十一条第一項の審判の請求前に補正をしたときを除く。）」と読み替えるものとする。

第百五十九条第五項中「第百六十一条の三第三項」を「第百六十三条第三項」に、「第百六十一条の四第二項」を「第百六十四条第二項」に改める。

第百六十一条中「第百三十四条第一項及び第二項」を「第百三十四条第一項から第三項まで及び第五項」に改める。

第百六十五条を削る。

第百六十四条第一項中「同項各号」を「同項ただし書各号」に改め、同条第二項を削り、同条を第百六十五条とする。

第百六十二条及び第百六十三条を削る。

第百六十一条の四第一項中「第百六十一条の二」を「第百六十二条」に改め、同条第二項中「前条第一項において準用する」の下に「第五十三条第一項若しくは」を加え、同条を第百六十四条とする。

第百六十一条の三第一項中「第五十四条第一項中「第六十四条」とあるのは、」を「第五十三条第一項中「第十七条の二第一項第四号」とあるのは「第十七条の二第一項第四号又は第五号」と、「補正が」とあるのは「補正（同項第四号に掲げる場合にあつては、第百二十一条第一項の審判の請求前にしたものを除く。）が」と、第五十四条第一項中「第六十四条」とあるのは」に、「第百六十一条の三第二項及び第三項」を「第百六十三条第二項及び第三項」に改め、同条第二項に後段として次のように加える。

この場合において、第五十条ただし書中「第十七条の二第一項第四号に掲げる場合」とあるのは、「第十七条の二第一項第四号又は第五号に掲げる場合（同項第四号に掲げる場合にあつては、第百二十一条第一項の審判の請求前に補正をしたときを除く。）」と読み替えるものとする。

第百六十一条の三を第百六十三条とし、第百六十一条の二を第百六十二条とする。

第百六十六条中「第百三十四条第一項及び第二項」を「第百三十四条第一項から第三項まで及び第五項」に改める。

第百六十七条中「、第百二十五条の二第一項又は第百二十九条第一項」を「又は第百二十五条の二第一項」に改める。

第百六十八条第一項中「必要がある」の下に「と認める」を加え、「又は」を「、又は」に改め、同条第二項中「訴訟において必要がある」を「訴えの提起又は仮差押命令若しくは仮処分命令の申立てがあつた場合において、必要があると認める」に改める。

第百六十九条第一項中「、第百二十五条の二第一項又は第百二十九条第一項」を「又は第百二十五条の二第一項」に改め、同条第三項中「、第百二十二条第一項」を削る。

第百七十四条第一項中「第百三十四条第三項」を「第百三十四条第四項」に改め、同条第二項を削り、同条第三項中「第百三十三条」の下に「、第百三十四条第一項、第三項及び第四項、第百三十五条」を加え、「、第百二十五条の二第一項又は第百二十九条第一項」を「又は第百二十五条の二第一項」に改め、同項を同条第二項とし、同条第四項中「第百三十四条第三項」を「第百三十四条第四項」に改め、「、第百六十四条」を削り、同項を同条第三項とし、同条第五項を同条第四項とする。

第百七十八条の見出し中「訴」を「訴え」に改め、同条第一項中「、第百五十九条第一項（第百七十四条第一項において準用する場合を含む。）において準用する第五十三条第一項の規定による却下の決定」を削り、「訴」を「訴え」に改め、同条第二項、第三項及び第六項中「訴」を「訴え」に改める。

第百七十九条ただし書中「、第百二十五条の二第一項若しくは第百二十九条第一項」を「若しくは第百二十五条の二第一項」に改める。

第百八十四条の五第三項中「第十七条第三項」を「第十七条第四項」に改める。

第百八十四条の九第七項中「第百九十三条第二項第四号の二」を「第百九十三条第二項第四号」に、「第十七条の二第一号」を「第十七条の二第一項第一号」に改める。

第百八十四条の十一第二項中「第四十二条の二第一項」を「第四十一条第一項」に改め、「第十七条の二」を「及び第十七条の二第一項」に改め、同条第三項中「第四十一条」を「第十七条第二項（第十七条の二第二項において準用する場合を含む。）」に、「添附した」を「添付した」に改め、「及びこれらの書類」を削り、同条第四項及び第五項を削る。

第百八十四条の十一の三第一項中「第四十二条の二第四項及び第四十二条の三第二項」を「第四十一条第四項及び第四十二条第二項」に改め、同条第二項及び第三項中「第四十二条の二第三項」を「第四十一条第三項」に改め、同条第四項及び第五項中「第四十二条の二第一項の」を「第四十一条第一項の」に、「第四十二条の二第一項から第三項まで及び第四十二条の三第一項」を「第四十一条第一項から第三項まで及び第四十二条第一項」に、「第四十二条の二第一項及び第二項」を「第四十一条第一項及び第二項」に、「第四十二条の三第一項中」を「第四十二条第一項中」に改める。

第百八十四条の十二中「第四十八条の六第二項」を「第四十八条の五第四項」に、「同法第四十八条の五第一項、」を「同条第一項、」に改める。

第百八十四条の十五の見出し中「国際特許出願」を「外国語特許出願」に改め、同条第一項中

「日本語特許出願に係る特許が国際出願日における国際出願の明細書、請求の範囲若しくは図面に記載されている発明以外の発明についてされたとき又は」を削り、「出願翻訳文若しくは」を「出願翻訳文又は」に改め、同条中第二項を削り、第三項を第二項とし、同項の次に次の一項を加える。

3　第一項の審判については、第十七条第一項ただし書、第百三十四条第二項及び第百五十五条第三項中「第百二十三条第一項」とあるのは「第百二十三条第一項又は第百八十四条の十五第一項」と、第百三十二条第一項、第百四十五条第一項、第百六十七条、第百六十九条第一項及び第百七十四条第二項中「又は第百二十五条の二第一項」とあるのは「、第百二十五条の二第一項又は第百八十四条の十五第一項」と、第百七十九条中「若しくは第百二十五条の二第一項」とあるのは「、第百二十五条の二第一項若しくは第百八十四条の十五第一項」と、第百九十三条第二項第七号中「若しくは第百二十六条第一項」とあるのは「、第百二十六条第一項若しくは第百八十四条の十五第一項」とする。

第百八十四条の十五第四項を削り、同条第五項中「国際特許出願」を「外国語特許出願」に、「第百二十六条第四項」を「第百二十六条第一項及び第四項」に改め、同項を同条第四項とする。

第百八十四条の十六第五項中「、第百八十四条の十一第四項」を削り、「第四十二条の三第二項」を「第四十二条第二項」に改める。

第百八十五条中「第百六十一条の三第三項」を「第百六十三条第三項」に、「第八十条第一項第一号、第三号若しくは第五号」を「第八十条第一項」に、「第百二十九条第二項及び第百八十四条の十五第三項」を「第百八十四条の十五第二項」に改め、「第百二十六条第四項」の下に「（第百三十四条第五項において準用する場合を含む。）」を加え、「第百七十四条第三項」を「第百七十四条第二項」に、「第二十条第一項第二号、第四号若しくは第五号」を「第二十条第一項」に改める。

第百八十六条第二号中「又は第百二十二条第一項」を削る。

第百九十三条第二項中第三号を削り、第四号を第三号とし、同項第四号の二中「第十七条の二第一号又は第二号」を「第十七条の二第一項第一号又は第二号」に改め、同号を同項第四号とし、同項中第八号を第九号とし、第七号を第八号とし、同項第六号中「確定審決」の下に「（第百二十三条第一項若しくは第百二十六条第一項の審判又はその確定審決に対する再審において明細書又は図面の訂正がされた場合にあつては、審判又は再審の確定審決並びに訂正した明細書に記載した事項及び図面の内容）」を加え、同号を同項第七号とし、同項第五号の二中「第百六十一条の二」を「第百六十二条」に改め、同号を同項第六号とする。

第百九十五条の三中「補正の却下の決定、」を削る。

第百九十六条第一項中「五十万円」を「五百万円」に改め、同条第二項中「第百六十一条の三第三項」を「第百六十三条第三項」に、「五十万円」を「五百万円」に改める。

第百九十七条及び第百九十八条中「二十万円」を「三百万円」に改める。

第二百条中「五万円」を「五十万円」に改める。

第二百二条中「第百六十一条の三第三項」を「第百六十三条第三項」に、「第百七十四条第一項から第四項まで」を「第百七十四条第一項から第三項まで」に、「五千円」を「十万円」に改める。

第二百三条中「呼出」を「呼出し」に、「五千円」を「十万円」に改める。

第二百四条中「五千円」を「十万円」に改める。

別表第一号から第三号までの規定中「二万四千円」を「二万千円」に改め、同表第四号中「四万九千円」を「七万四千円」に改め、同表第五号中「五万六千二百円」を「八万四千三百円」に、「千八百円」を「二千七百円」に改め、同表第六号中「（請求公告に係る異議の申立てを含む。）」を削り、「八千八百円」を「一万千円」に改め、同表第七号中「三万二千円」を「四万円」に改め、同表第八号中「四万四千円」を「五万五千円」に改め、同表第九号中「二万二千円」を「二万七千五百円」に改め、同表第十号中「三万九千六百円」を「四万九千五百円」に、「四千四百円」を「五千五百円」に改め、同表第十一号及び第十二号中「四万四千円」を「五万五千円」に改め、同号を同表第十三号とし、同表第十一号の次に次の一号を加える。

十二	明細書又は図面の訂正の請求をする者	一件につき四万九千五百円に一請求項につき五千五百円を加えた額

（実用新案法の一部改正）

第二条　実用新案法（昭和三十四年法律第百二十三号）の一部を次のように改正する。

第三十一条第一項の表中「六千百円」を「八千五百円」に、「七百円」を「千円」に、「一万二千百円」を「一万六千九百円」に、「千四百円」を「二千円」に、「二万四千二百円」を「三万三千八百円」に、「二千八百円」を「四千円」に改める。

別表第一号から第三号までの規定中「一万千円」を「一万七千円」に改め、同表第四号中「三万千円」を「四万六千五百円」に、「千円」を「千五百円」に改め、同表第五号中「四千四百円」を「五千五百円」に改め、同表第六号中「三万二千円」を「四万円」に改め、同表第七号中「四万四千円」を「五万五千円」に改め、同表第八号中「二万二千円」を「二万七千五百円」に改め、同表第九号中「三万九千六百円」を「四万九千五百円」に、「四千四百円」を「五千五百円」に改め、同表第十号中「四万四千円」を「五万五千円」に改める。

第三条　実用新案法の一部を次のように改正する。

目次中「（第一条・第二条）」を「（第一条―第二条の五）」に、「（第三条―第九条）」を「（第三条―第十一条）」に、「第三章　審査（第十条―第十三条）」を「第三章　実用新案技術評価（第十二条・第十三条）」に改め、「第三章の二　出願公開（第十三条の二・第十三条の三）」を削り、「（第三十一条―第三十四条）」を「（第三十一条―第三十六条）」に、「（第三十五条―第四十一条）」を「（第三十七条―第四十一条）」に、「第六章の二」を「第七章」に、「第七章」を「第八章」に、「第八章」を「第九章」に改める。

第一章中第二条の次に次の四条を加える。

（手続の補正）

第二条の二　実用新案登録出願、請求その他実用新案登録に関する手続（以下単に「手続」という。）をした者は、事件が特許庁に係属している場合に限り、その補正をすることができる。ただし、実用新案登録出願の日から政令で定める期間を経過した後は、願書に添付した明細書、図面又は要約書について補正をすることができない。

2　前項本文の規定により明細書又は図面について補正をするときは、願書に最初に添付した明細書又は図面に記載した事項の範囲内においてしなければならない。

3　特許庁長官又は審判長は、次に掲げる場合は、相当の期間を指定して、手続の補正をすべきことを命ずることができる。

一　手続が第二条の五第二項において準用す

る特許法(昭和三十四年法律第百二十一号)第七条第一項から第三項まで又は第九条の規定に違反しているとき。

二　手続がこの法律又はこの法律に基づく命令で定める方式に違反しているとき。

三　手続について第三十二条第一項の規定により納付すべき登録料を納付しないとき。

四　手続について第五十四条第一項又は第二項の規定により納付すべき手数料を納付しないとき。

4　第一項本文及び前項の規定による補正(登録料及び手数料の納付を除く。)をするには、手続補正書を提出しなければならない。

(手続の無効)

第二条の三　特許庁長官は、前条第三項又は第六条の二の規定により手続の補正をすべきことを命じた者が同項又は同条の規定により指定した期間内にその補正をしないときは、その手続を無効にすることができる。

(法人でない社団等の手続をする能力)

第二条の四　法人でない社団又は財団であつて、代表者又は管理人の定めがあるものは、その名において次に掲げる手続をすることができる。

一　第十二条第一項に規定する実用新案技術評価の請求をすること。

二　審判を請求すること。

三　審判の確定審決に対する再審を請求すること。

2　法人でない社団又は財団であつて、代表者又は管理人の定めがあるものは、その名において審判の確定審決に対する再審を請求されることができる。

(特許法の準用)

第二条の五　特許法第三条及び第五条の規定は、この法律に規定する期間及び期日に準用する。

2　特許法第七条から第十六条まで及び第十九条から第二十四条までの規定は、手続に準用する。

3　特許法第二十五条の規定は、実用新案権その他実用新案登録に関する権利に準用する。

4　特許法第二十六条の規定は、実用新案登録に準用する。

第三条の二第一項中「出願公告又は」を「第十四条第三項の規定により同項各号に掲げる事項を掲載した実用新案公報(以下「実用新案掲載公報」という。)の発行又は出願公告若しくは」に、「添附した」を「添付した」に改め、同条第二項中「(昭和三十四年法律第百二十一号)」を削り、「「又は出願公開」とあるのは「、出願公開」を「「発行又は」とあるのは「発行、」と、「若しくは出願公開」とあるのは「若しくは出願公開」に、「添附した」を「添付した」に改める。

第六条の次に次の一条を加える。

(補正命令)

第六条の二　特許庁長官は、実用新案登録出願が次の各号の一に該当するときは、相当の期間を指定して、願書に添付した明細書又は図面について補正をすべきことを命ずることができる。

一　その実用新案登録出願に係る考案が物品の形状、構造又は組合せに係るものでないとき。

二　その実用新案登録出願に係る考案が第四条の規定により実用新案登録をすることができないものであるとき。

三　その実用新案登録出願が第五条第五項第三号又は前条に規定する要件を満たしていないとき。

四　その実用新案登録出願の願書に添付した明細書若しくは図面に必要な事項が記載されておらず、又はその記載が著しく不明確であるとき。

第七条第二項中「、実用新案登録出願人の協議により定めた一の実用新案登録出願人のみがその考案について実用新案登録を受けることができる。協議が成立せず、又は協議をすることができないときは」を削り、同条中第六項及び第七項を削り、第八項を第六項とする。

第三章を削る。

第九条第一項中「、第四十条から第四十二条まで(明細書等の補正と要旨変更)」を削り、第二章中同条を第十一条とする。

第八条第一項ただし書中「四年」を「五年六月」に改め、「(その特許出願について拒絶をすべき旨の最初の査定の謄本の送達があつた日から三十日以内の期間を除く。)」を削り、同条第二項ただし書中「四年」を「五年六月」に改め、「(その意匠登録出願について拒絶をすべき旨の最初の査定の謄本の送達があつた日から三十日以内の期間を除く。)」を削り、同条第三項ただし書中「第七条の二第四項」を「第八条第四項」に、「特許法第三十条第四項」を「同法第三十条第四項」に改め、同条を第十条とする。

第七条の三第一項ただし書中「取り下げられ若しくは」を「、取り下げられ、若しくは」に改め、「確定している場合」の下に「、当該先の出願について第十四条第二項に規定する設定の登録がされている場合」を加え、同条を第九条とする。

第七条の二第一項第二号中「第九条第一項」を「第十一条第一項」に、「第八条第一項若しくは第二項」を「第十条第一項若しくは第二項」に、同項第三号中「取り下げられ」を「、取り下げられ」に改め、同項に次の一号を加える。

五　先の出願について、その実用新案登録出願の際に、第十四条第二項に規定する設定の登録がされている場合

第七条の二第二項中「同項」の下に「若しくは特許法第四十一条第一項」を加え、「第九条第一項において準用する特許法」を「第十一条第一項において準用する同法」に、「第三十九条第三項、特許法」を「同法」に改め、同条第三項中「同項」の下に「若しくは特許法第四十一条第一項」を加え、「出願公告又は出願公開」を「実用新案掲載公報の発行」に改め、「時に当該先の出願について」の下に「実用新案掲載公報の発行又は」を加え、「特許法」を「同法」に改め、同条を第八条とする。

第二章の次に次の一章を加える。

第三章　実用新案技術評価

(実用新案技術評価の請求)

第十二条　実用新案登録出願又は実用新案登録については、何人も、特許庁長官に、その実用新案登録出願に係る考案又は登録実用新案に関する技術的な評価であつて、第三条第一項第三号及び第二項(同号に掲げる考案に係るものに限る。)、第三条の二並びに第七条第一項から第三項まで及び第六項の規定に係るもの(以下「実用新案技術評価」という。)を請求することができる。この場合において、二以上の請求項に係る実用新案登録出願又は実用新案登録については、請求項ごとに請求することができる。

2　特許庁長官は、前項の規定による請求があつたときは、審査官にその請求に係る実用新案技術評価の報告書(以下「実用新案技術評価書」という。)を作成させなければならない。

3　第一項の規定による請求は、実用新案権の消滅後においても請求することができる。ただし、第三十七条第一項の審判により無効にされた後は、この限りでない。

4　特許法第四十七条第二項の規定は、実用新案技術評価書の作成に準用する。

5　第一項の規定による請求は、取り下げることができない。

第十三条　特許庁長官は、実用新案掲載公報の発行前に実用新案技術評価の請求があつたときは当該実用新案掲載公報の発行の際又はその後遅滞なく、実用新案掲載公報の発行後に実用新案技術評価の請求があつたときはその後遅滞なく、その旨を実用新案公報に掲載しなければならない。

第三章の二を削る。

第十四条第二項及び第三項を次のように改め

る。

2　実用新案登録出願があつたときは、その実用新案登録出願が放棄され、取り下げられ、又は無効にされた場合を除き、実用新案権の設定の登録をする。

3　前項の登録があつたときは、次に掲げる事項を実用新案公報に掲載しなければならない。

一　実用新案権者の氏名又は名称及び住所又は居所

二　実用新案登録出願の番号及び年月日

三　考案者の氏名及び住所又は居所

四　願書に添付した明細書に記載した考案の名称、図面の簡単な説明及び実用新案登録請求の範囲並びに図面の内容

五　願書に添付した要約書に記載した事項

六　登録番号及び設定の登録の年月日

七　前各号に掲げるもののほか、必要な事項

第十四条に次の一項を加える。

4　特許法第五十一条第四項の規定は、前項の規定により同項第五号の要約書に記載した事項を実用新案公報に掲載する場合に準用する。

第十四条の次に次の一条を加える。

（明細書又は図面の訂正）

第十四条の二　実用新案権者は、請求項の削除を目的とするものに限り、願書に添付した明細書又は図面の訂正をすることができる。ただし、第三十七条第一項の審判が特許庁に係属している場合において第四十一条において準用する特許法第百五十六条第一項の規定による通知があつた後（同条第二項の規定による審理の再開がされた場合にあつては、その後更に同条第一項の規定による通知があつた後）は、願書に添付した明細書又は図面の訂正をすることができない。

2　前項の訂正は、実用新案権の消滅後においても、することができる。ただし、第三十七条第一項の審判により無効にされた後は、この限りでない。

3　第一項の訂正があつたときは、その訂正後における明細書又は図面により実用新案登録出願及び実用新案権の設定の登録がされたものとみなす。

4　第一項の訂正があつたときは、その旨を実用新案公報に掲載しなければならない。

5　特許法第百二十七条及び第百三十二条第三項の規定は、第一項の場合に準用する。

第十五条第一項中「出願公告の日から十年」を「実用新案登録出願の日から六年」に改め、同項ただし書及び同条第二項を削る。

第二十条第一項各号列記以外の部分中「第三十七条第一項若しくは第四十八条の十二第一項又は特許法第百二十三条第一項若しくは」を「特許法第百二十三条第一項又は」に改め、「実用新案登録又は」を削り、「第三十七条第一項各号の一若しくは第四十八条の十二第一項又は特許法第百二十三条第一項各号の一若しくは」を「同法第百二十三条第一項各号の一又は」に改め、「考案又は」を削り、「当該実用新案権又はその実用新案登録若しくは特許を無効にした」を「その特許を無効にした場合における実用新案権又はその」に改め、同項中第一号を削り、第二号を第一号とし、第三号を削り、第四号を第二号とし、同号の次に次の一号を加える。

三　前二号に掲げる場合において、特許法第百二十三条第一項又は第百八十四条の十五第一項の審判の請求の登録の際現にその無効にした特許に係る特許権についての専用実施権又はその特許権若しくは専用実施権についての同法第九十九条第一項の効力を有する通常実施権を有する者

第二十条第一項第五号を削る。

第二十七条第一項中「おそれがある者」の下に「（以下「侵害者等」という。）」を加える。

第二十九条の次に次の二条を加える。

（実用新案技術評価書の提示）

第二十九条の二　実用新案権者又は専用実施権者は、その登録実用新案に係る実用新案技術評価書を提示して警告をした後でなければ、自己の実用新案権又は専用実施権の侵害者等に対し、その権利を行使することができない。

（実用新案権者等の責任）

第二十九条の三　実用新案権者又は専用実施権者が侵害者等に対しその権利を行使し、又はその警告をした場合において、実用新案登録を無効にすべき旨の審決（第三十七条第一項第六号に掲げる理由によるものを除く。）が確定したときは、その者は、その権利の行使又はその警告により相手方に与えた損害を賠償する責めに任ずる。ただし、実用新案技術評価書の実用新案技術評価（当該実用新案登録出願に係る考案又は登録実用新案が第三条第一項第三号及び第二項（同号に掲げる考案に係るものに限る。）、第三条の二並びに第七条第一項から第三項まで及び第六項の規定により実用新案登録をすることができない旨の評価を受けたものを除く。）に基づきその権利を行使し、又はその警告をしたとき、その他相当の注意をもつてその権利を行使し、又はその警告をしたときは、この限りでない。

2　前項の規定は、実用新案登録出願の願書に添付した明細書又は図面についてした第十四条の二第一項の訂正により実用新案権の設定の登録の際における実用新案登録請求の範囲に記載された考案の範囲に含まれないこととなつた考案についてその権利を行使し、又はその警告をした場合に準用する。

第三十条中「第百三条（過失の推定）、」を削る。

第三十一条第一項中「登録料として、」の下に「実用新案権の設定の登録の日から」を加え、「満了まで」を「満了の日まで」に改め、同項の表中「八千五百円」を「七千六百円」に、「千円」を「九百円」に、「二万六千九百円」を「一万五千百円」に、「二千円」を「千八百円」に改め、同表第七年から第十年までの項を削る。

第三十二条第一項中「実用新案登録をすべき旨の査定又は審決の謄本の送達があつた日（次項において「登録査定等謄本送達日」という。）から三十日以内に」を「実用新案登録出願と同時に（第十条第一項若しくは第二項の規定による出願の変更又は第十一条第一項において準用する特許法第四十四条第一項の規定による出願の分割があつた場合にあつては、その出願の変更又は出願の分割と同時に）」に改め、同条第二項ただし書を削り、同条第三項中「又は前項ただし書」を削る。

第三十三条第一項中「前条第二項本文」を「前条第二項」に、「次条」を「第三十六条」に改め、同条第四項中「前条第二項本文」を「前条第二項」に改め、同条第五項中「次条」を「第三十六条」に改める。

第五章の章名並びに第三十五条及び第三十六条を削る。

第三十四条中「、第百十条」を「及び第百十条」に改め、「並びに第百十一条第一項（第三号を除く。）及び第二項（既納の特許料の返還）」を削り、同条を第四章第三節中第三十六条とする。

第三十三条の次に次の二条を加える。

（既納の登録料の返還）

第三十四条　既納の登録料は、次に掲げるものに限り、納付した者の請求により返還する。

一　過誤納の登録料

二　実用新案登録出願を無効にすべき旨の処分が確定した場合の登録料

三　実用新案登録を無効にすべき旨の審決が確定した年の翌年以後の各年分の登録料

四　実用新案権の存続期間の満了の日の属する年の翌年以後の各年分の登録料

2　前項の規定による登録料の返還は、同項第一号の登録料については納付した日から一年、同項第二号又は第三号の登録料についてはそれぞれ処分又は審決が確定した日から六月、同項第四号の登録料については実用新案権の設定の登録があつた日から一年を経過し

た後は、請求することができない。

第三十五条　削除

　第三十七条の前に次の章名を付する。

　　　第五章　審判

　第三十七条第一項第五号中「第五十五条第三項」を「第二条の五第三項」に改め、同号を同項第六号とし、同項中第二号から第四号までを一号ずつ繰り下げ、同項第一号中「その実用新案登録が」の下に「第二条の五第三項において準用する特許法第二十五条、」を加え、「第七条第一項から第三項まで若しくは第八項、第九条第一項」を「第七条第一項から第三項まで若しくは第六項又は第十一条第一項」に、「特許法第三十八条又は第五十五条第三項において準用する特許法第二十五条」を「同法第三十八条」に改め、同号を同項第二号とし、同号の前に次の一号を加える。

一　その実用新案登録が第二条の二第二項に規定する要件を満たしていない補正をした実用新案登録出願に対してされたとき。

　第三十八条から第四十条までを次のように改める。

（審判請求の方式）

第三十八条　審判を請求する者は、次に掲げる事項を記載した請求書を特許庁長官に提出しなければならない。

一　当事者及び代理人の氏名又は名称及び住所又は居所並びに法人にあつては代表者の氏名

二　審判事件の表示

三　請求の趣旨及びその理由

2　前項の規定により提出した請求書の補正は、その要旨を変更するものであつてはならない。

（答弁書の提出等）

第三十九条　審判長は、審判の請求があつたときは、請求書の副本を被請求人に送達し、相当の期間を指定して、答弁書を提出する機会を与えなければならない。

2　審判長は、前項の答弁書を受理したとき、又は第三十七条第一項の審判が特許庁に係属している場合において第十四条の二第一項の訂正があつたときは、その副本を請求人に送達しなければならない。

3　審判長は、審判に関し、当事者を審尋することができる。

（訴訟との関係）

第四十条　審判において必要があると認めるときは、他の審判の審決が確定し、又は訴訟手続が完結するまでその手続を中止することができる。

2　訴えの提起又は仮差押命令若しくは仮処分命令の申立てがあつた場合において、必要があると認めるときは、裁判所は、審決が確定するまでその訴訟手続を中止することができる。

　第四十条の次に次の一条を加える。

第四十条の二　前条第二項に規定するもののほか、実用新案権の侵害に関する訴えの提起又は仮差押命令若しくは仮処分命令の申立てがあつた場合において、被告又は債務者が当該実用新案権について第三十七条第一項の審判の請求がされていることを理由にその訴訟手続の中止の申立てをしたときは、裁判所は、明らかに必要がないと認める場合を除き、審決があるまでその訴訟手続を中止しなければならない。

2　前項の中止の申立てに関する決定に対しては、不服を申し立てることができない。

3　裁判所は、中止の理由が消滅したとき、その他事情の変更があつたときは、第一項の決定を取り消すことができる。

　第四十一条中「第百二十七条、第百二十八条、第百三十条から第百七十条まで（審決の効果、審判の請求、審判官、審判の手続、訴訟との関係及び審判における費用）」を「第百三十二条、第百三十三条、第百三十五条から第百五十七条まで、第百六十七条、第百六十九条第一項、第二項及び第四項から第六項まで並びに第百七十条」に改める。

　第四十四条第一項中「、又は拒絶をすべき旨の審決があつた実用新案登録出願について再審により実用新案権の設定の登録があつたとき」を削り、「輸入し」を「輸入し、」に、「製造し」を「製造し、」に改め、同条第二項中「、又は拒絶をすべき旨の審決があつた実用新案登録出願について再審により実用新案権の設定の登録があつたとき」を削り、同項第二号中「譲渡し貸し渡し」を「、譲渡し、貸し渡し」に、「貸渡」を「貸渡し」に、「展示し」を「展示し、」に改める。

　第四十五条中「第百七十四条」を「第百七十四条第二項及び第四項」に、「及び」を「並びに」に改め、同条に後段として次のように加える。

　この場合において、同法第百七十四条第二項中「第百三十一条」とあるのは「実用新案法第三十八条及び第三十九条」と、「第百六十八条」とあるのは「同法第四十条及び第四十条の二」と読み替えるものとする。

　第四十七条の見出し中「訴」を「訴え」に改め、同条第一項中「訴、第四十一条において、又は同法第四十五条において準用する特許法第百七十四条第一項において、それぞれ準用する同法第百五十九条第一項において準用する同法第五十三条第一項の規定による却下の決定に対する訴」を「訴え」に、「訴は」を「訴えは」に改め、同条第二項中「訴に」を「訴えに」に改める。

　第四十八条の二中「第五十五条第六項」を「第五十五条第四項」に改める。

　第四十八条の四第三項ただし書中「出願審査の請求」を「条約第二十三条(2)又は第四十条(2)の規定による請求（以下「国内処理の請求」という。）」に改め、同条第四項中「出願審査」を「国内処理」に、「その請求」を「その国内処理の請求」に改める。

　第四十八条の五の見出し中「補正命令」を「補正命令等」に改め、同条第二項第二号中「第五十五条第二項」を「第二条の五第二項」に改め、同項第五号を同項第六号とし、同項第四号の次に次の一号を加える。

五　第三十二条第一項の規定により納付すべき登録料を国内書面提出期間内に納付しないとき。

　第四十八条の五第三項中「特許法第百八十四条の五第三項及び第四項（書面の提出及び補正命令）」を「第二条の二第四項及び特許法第百八十四条の五第四項」に改め、同条に次の一項を加える。

4　国際実用新案登録出願の出願人は、日本語でされた国際実用新案登録出願（以下「日本語実用新案登録出願」という。）にあつては第一項、外国語実用新案登録出願にあつては同項及び前条第一項の規定による手続をし、かつ、第三十二条第一項の規定により納付すべき登録料及び第五十四条第二項の規定により納付すべき手数料を納付した後でなければ、国内処理の請求をすることができない。

　第四十八条の六第二項中「日本語でされた国際実用新案登録出願（以下「日本語実用新案登録出願」という。）」を「日本語実用新案登録出願」に改める。

　第四十八条の七第四項中「第五十五条第二項において準用する特許法第十七条第一項」を「第二条の二第一項」に、「第五十五条第二項において準用する同法第十七条第一項ただし書」を「同項ただし書」に改める。

　第四十八条の八を削る。

　第四十八条の八の二第一項中「第七条の二第四項及び第七条の三第二項」を「第八条第四項及び第九条第二項」に改め、同条第二項及び第三項中「第七条の二第三項」を「第八条第三項」に、「又は出願公開」を「実用新案掲載公報の発行が」に、「又は千九百七十年六月十九日」を「実用新案掲載公報の発行又は千九百七十年六月十九日」に、「国際公開」を「国際公開が」に改め、同条第四項中「第七条の二第一項の」を「第八条第一項の」に、「第七条の二第一項から第三項まで

及び第七条の三第一項」を「第八条第一項から第三項まで及び第九条第一項」に、「第七条の二第一項及び第二項」を「第八条第一項及び第二項」に、「について出願公開」を「出願公開」に、「について千九百七十年六月十九日」を「千九百七十年六月十九日」に、「第七条の三第一項中」を「第九条第一項中」に改め、同条第五項中「第七条の二第一項の」を「第八条第一項の」に、「第七条の二第一項から第三項まで及び第七条の三第一項」を「第八条第一項から第三項まで及び第九条第一項」に、「第七条の二第一項及び第二項」を「第八条第一項及び第二項」に、「第七条の三第一項中」を「第九条第一項中」に改め、同条を第四十八条の八とする。

第四十八条の十及び第四十八条の十一を次のように改める。

（補正の特例）

第四十八条の十　国際実用新案登録出願についてする条約第二十八条(1)又は第四十一条(1)の規定に基づく補正については、第二条の二第一項ただし書の規定は、適用しない。

2　特許法第百八十四条の十一第一項及び第三項の規定は、国際実用新案登録出願についてする第二条の二第一項本文又は条約第二十八条(1)若しくは第四十一条(1)の規定に基づく補正に準用する。この場合において、同法第百八十四条の十一第一項中「第百九十五条第二項」とあるのは「実用新案法第三十二条第一項の規定により納付すべき登録料及び同法第五十四条第二項」と、「納付した後であつて国内処理基準時を経過した後」とあるのは「納付した後」と読み替えるものとする。

（登録料の納付期限の特例）

第四十八条の十一　国際実用新案登録出願の第一年から第三年までの各年分の登録料の納付については、第三十二条第一項中「実用新案登録出願と同時」とあるのは、「第四十八条の四第一項に規定する国内書面提出期間内（第四十八条の四第三項ただし書に規定する国内処理の請求をした場合にあつては、その国内処理の請求の時まで）」とする。

第四十八条の十一の次に次の一条を加える。

（実用新案技術評価の請求の時期の制限）

第四十八条の十一の二　国際実用新案登録出願に係る実用新案技術評価の請求については、第十二条第一項中「何人も」とあるのは、「第四十八条の四第四項に規定する国内処理基準時を経過した後、何人も」とする。

第四十八条の十二の見出し中「国際実用新案登録出願」を「外国語実用新案登録出願」に改め、同条第一項中「日本語実用新案登録出願に係る実用新案登録が国際出願日における国際出願の明細書、請求の範囲若しくは図面に記載されている考案以外の考案についてされたとき又は」を削り、「出願翻訳文若しくは」を「出願翻訳文又は」に改め、同条第三項中「第三十七条第二項及び第三項の規定並びに特許法第百八十四条の十五第二項及び第四項（国際特許出願固有の理由に基づく特許の無効の審判）」を「第三十七条第一項後段、第二項及び第三項」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項中「国際実用新案登録出願」を「外国語実用新案登録出願」に改め、「の審判」を削り、「第三十九条第四項」を「第十四条の二第一項ただし書及び第二項ただし書」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2　外国語実用新案登録出願に係る実用新案技術評価の請求については、第十二条第三項ただし書中「第三十七条第一項」とあるのは、「第三十七条第一項又は第四十八条の十二第一項」とする。

第四十八条の十二に次の一項を加える。

5　第一項の審判については、第三十九条第二項中「第三十七条第一項」とあるのは「第三十七条第一項若しくは第四十八条の十二第一項」と、第四十一条において準用する特許法第百三十二条第一項、第百四十五条第一項、第百六十七条及び第百六十九条第一項並びに第四十五条において準用する同法第百七十四条第二項中「第百二十三条第一項」とあり、並びに第四十一条において準用する同法第百五十五条第三項中「第百二十三条第一項」とあるのは「実用新案法第三十七条第一項又は第四十八条の十二第一項」と、第四十七条第二項において準用する同法第百七十九条中「第百二十三条第一項若しくは第百二十五条の二第一項」とあるのは「実用新案法第三十七条第一項若しくは第四十八条の十二第一項」とする。

第四十八条の十三中第二項を削り、第三項を第二項とし、第四項を削り、同条第五項中「第百八十四条の十一の二（発明の新規性の喪失の例外の特例）」を「第百八十四条の九第六項及び第百八十四条の十一の二」に改め、同項を同条第三項とする。

第四十八条の十四第五項及び第六項を次のように改める。

5　前項の規定により実用新案登録出願とみなされた国際出願についての手続の補正については、第二条の第一項ただし書中「実用新案登録出願の日」とあるのは、「第四十八条の十四第四項に規定する決定の日」とする。

6　第四十八条の四第四項、第四十八条の六、第四十八条の七、第四十八条の八第一項及び第三項、第四十八条の十一から第四十八条の十二まで並びに特許法第百八十四条の三第二項、第百八十四条の九第六項、第百八十四条の十一第一項及び第三項並びに第百八十四条の十一の二の規定は、前項の規定により実用新案登録出願とみなされた国際出願に準用する。この場合において、第四十八条の四第四項、第四十八条の六、第四十八条の七第一項及び第四十八条の十二第一項中「国際出願日」とあり、並びに第四十八条の八第三項中「第四十八条の四第一項の国際出願日」及び「同条第一項の国際出願日」とあるのは「第四十八条の十四第四項に規定する国際出願日となつたものと認められる日」と、第四十八条の四第四項中「国内書面提出期間が満了した時（国内書面提出期間内に出願人が国内処理の請求をしたときは、その国内処理の請求の時。以下「国内処理基準時」という。）における第一項又は前項に規定する翻訳文」とあるのは「第四十八条の十四第二項の規定により提出された翻訳文」と、第四十八条の七第一項及び第二項中「国内処理基準時の属する日まで」とあるのは「通商産業省令で定める期間内」と、第四十八条の八第一項中「及び第九条第二項の規定は」とあるのは「の規定は」と、同条第三項中「と、「実用新案掲載公報の発行が」とあるのは「実用新案掲載公報の発行又は千九百七十年六月十九日にワシントンで作成された特許協力条約第二十一条に規定する国際公開が」とする」とあるのは「とする」と、第四十八条の十一中「第四十八条の四第一項に規定する国内書面提出期間内（第四十八条の四第三項ただし書に規定する国内処理の請求をした場合にあつては、その国内処理の請求の時まで）」とあるのは「第四十八条の十四第四項に規定する決定の日から通商産業省令で定める期間内」と、第四十八条の十一の二中「第四十八条の四第四項に規定する国内処理基準時を経過した後」とあるのは「第四十八条の十四第四項に規定する決定の後」と、同法第百八十四条の十一第一項中「日本語特許出願については第百八十四条の五第一項の規定による手続をし、かつ、第百九十五条第二項の規定により納付すべき手数料を納付した後、外国語特許出願については第百八十四条の五第一項の規定による手続をし、かつ、第百九十五条第二項の規定により納付すべき手数料を納付した後であつて国内処理基準時を経過した後」とあり、及び同法第百八十四条の十一の二中「国内処理基準時の属する日後」とあるのは「実用新案法第四十八条の十四第四項に規定する決定の後」

と、同法第百八十四条の十一第三項中「第百八十四条の四第一項の国際出願日」及び「同条第一項の国際出願日」とあるのは「実用新案法第四十八条の十四第四項に規定する国際出願日となつたものと認められる日」と読み替えるものとする。

第五十条第一項中「とき、又は願書に添附した明細書若しくは図面の訂正をすべき旨の審決が確定した場合において、その登録があつた」を削る。

第五十条の二を次のように改める。

（二以上の請求項に係る実用新案登録又は実用新案権についての特則）

第五十条の二　二以上の請求項に係る実用新案登録又は実用新案権についての第十四条の二第二項、第二十六条において準用する特許法第九十七条第一項若しくは第九十八条第一項第一号、第三十四条第一項第三号、第三十七条第二項（第四十八条の十二第四項において準用する場合を含む。）、第四十一条において準用する同法第百二十五条、第四十一条において準用する同法第百七十四条第二項において、若しくは第四十五条において準用する同法第百三十二条第一項、それぞれ準用する同法第百三十二条第一項、第四十四条、第四十五条において準用する同法第百七十六条、第四十九条第一項第一号又は第五十三条第二項において準用する同法第百九十三条第二項第五号の規定の適用については、請求項ごとに実用新案登録がされ、又は実用新案権があるものとみなす。

第五十三条第二項中「特許公報の掲載事項」を「第五号及び第七号から第九号までに係る部分に限る。」に改め、同項に後段として次のように加える。

この場合において、同項第七号中「確定審決（第百二十三条第一項若しくは第百二十六条第一項の審判又はその確定審決に対する再審において明細書又は図面の訂正がされた場合にあつては、審判又は再審の確定審決並びに訂正した明細書に記載した事項及び図面の内容）」とあるのは、「確定審決」と読み替えるものとする。

第五十四条第一項第一号を削り、同項第二号中「第三十二条第三項若しくは」を削り、「次条第一項」を「第二条の五第一項」に、「第四条若しくは第五条第一項」を「第五条第一項の規定若しくは第三十二条第三項」に、「特許法第五条第二項」を「同法第五条第二項」に改め、同号を同項第一号とし、同号の次に次の一号を加える。

二　第十一条第二項において準用する特許法第三十四条第四項の規定により承継の届出をする者

第五十四条第一項第四号から第七号までの規定中「次条第四項」を「次条第一項」に改め、同条第三項を削り、同条第四項中「前三項」を「前二項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第五項中「から第三項まで」を「及び第二項」に改め、同項を同条第四項とし、同条中第六項を第五項とし、第七項を第六項とし、同条第八項中「実用新案登録出願についての出願審査」を「実用新案技術評価」に改め、同項を同条第七項とする。

第五十五条第一項から第三項までを削り、同条第四項中「第二十六条（条約の効力）及び」を削り、同項を同条第一項とし、同条第五項を同条第二項とし、同項の次に次の一項を加える。

3　特許法第百九十四条の規定は、手続に準用する。この場合において、同条第二項中「審査」とあるのは、「実用新案法第十二条第一項に規定する実用新案技術評価」と読み替えるものとする。

第五十五条第六項中「補正の却下の決定、査定、」を削り、同項を同条第四項とする。

第五十六条第一項中「三十万円」を「三百万円」に改め、同条第二項を削り、同条第三項中「前二項」を「前項」に、「まつて」を「待つて」に改め、同項を同条第二項とする。

第五十七条及び第五十八条中「十万円」を「百万円」に改める。

第五十九条第二項中「査定又は」を削る。

第六十条中「五万円」を「五十万円」に改める。

第六十一条中「若しくは第二項」を削る。

第六十二条中「、第十三条において準用する特許法第五十九条において、第四十一条において準用する同法第百六十一条の三第三項において準用する同法第五十九条において」を削り、「第百七十四条第一項から第四項まで」を「第百七十四条第二項」に、「五千円」を「十万円」に改める。

第六十三条中「呼出」を「呼出し」に、「五千円」を「十万円」に改める。

第六十四条中「五千円」を「十万円」に改める。

第八章を第九章とし、第七章を第八章とし、第六章の二を第七章とする。

別表第一号から第三号までの規定中「一万七千円」を「一万四千円」に改め、同表第四号及び第五号を次のように改める。

四	実用新案技術評価の請求をする者	一件につき四万二千円に一請求項につき千三百円を加えた額
五	明細書又は図面の訂正をする者	一件につき千四百円

（意匠法の一部改正）

第四条　意匠法（昭和三十四年法律第百二十五号）の一部を次のように改正する。

第九条の次に次の一条を加える。

（願書の記載又は図面等の補正と要旨変更）

第九条の二　願書の記載（第六条第一項第一号から第三号までに掲げる事項並びに同条第二項及び第三項の規定により記載した事項を除く。第十七条の二第一項及び第二十四条において同じ。）又は願書に添付した図面、写真、ひな形若しくは見本についてした補正がこれらの要旨を変更するものと意匠権の設定の登録があつた後に認められたときは、その意匠登録出願は、その補正について手続補正書を提出した時にしたものとみなす。

第十三条第一項ただし書中「次項ただし書において同じ。」を削り、同条第二項ただし書及び第四項を削り、同条第五項を同条第四項とする。

第十三条の二第二項中「実用新案法」の下に「（昭和三十四年法律第百二十三号）」を加え、「第四十八条の六第二項」を「第四十八条の五第四項」に、「同法第四十八条の五第一項、」を「同条第一項、」に改める。

第十五条第一項中「、第四十条（明細書等の補正と要旨変更）」を削り、「同法第四十三条第二項」を「同条第二項」に改める。

第十七条の三第二項中「第五十一条第一項（第五十六条の二」を「第五十条第一項（第五十七条第一項」に改め、同条を第十七条の四とする。

第十七条の二第一項中「第十九条において準用する特許法第五十三条第一項」を「前条第一項」に改め、同条を第十七条の三とする。

第十七条の次に次の一条を加える。

（補正の却下）

第十七条の二　願書の記載又は願書に添付した図面、写真、ひな形若しくは見本についてした補正がこれらの要旨を変更するものである

ときは、審査官は、決定をもつてその補正を却下しなければならない。

2　前項の規定による却下の決定は、文書をもつて行い、かつ、理由を付さなければならない。

3　第一項の規定による却下の決定があつたときは、決定の謄本の送達があつた日から三十日を経過するまでは、当該意匠登録出願について査定をしてはならない。

4　審査官は、意匠登録出願人が第一項の規定による却下の決定に対し第四十七条第一項の審判を請求したときは、その審判の審決が確定するまでその意匠登録出願の審査を中止しなければならない。

第十九条中「、第五十三条（補正の却下）」を削る。

第二十九条中「第十五条第一項において準用する特許法第四十条」を「第九条の二」に、「第十七条の二第一項（第五十一条第一項及び第五十六条の二」を「第十七条の三第一項（第五十条第一項（第五十七条第一項において準用する場合を含む。）」に改める。

第四十二条第一項第一号中「六千八百円」を「八千五百円」に改め、同項第二号中「一万三千五百円」を「一万六千九百円」に改め、同項第三号中「二万七千円」を「三万三千八百円」に改め、同条第二項中「六千八百円」を「八千五百円」に改める。

第四十七条第一項中「第十九条において準用する特許法第五十三条第一項」を「第十七条の二第一項」に改め、同項ただし書中「第十七条の二第一項」を「第十七条の三第一項」に改める。

第四十九条を削る。

第五十条第一項ただし書中「第四十八条第一項第四号」を「前条第一項第四号」に改め、同条第三項ただし書中「第四十八条第一項第四号に該当する場合」を「前条第一項第四号に該当する場合」に、「第四十八条第一項第四号に該当するに至つた」を「同号に該当するに至つた」に改め、同条を第四十九条とする。

第五十一条第一項を次のように改める。

第十七条の二及び第十七条の三の規定は、第四十六条第一項の審判に準用する。この場合において、第十七条の二第四項中「第四十七条第一項の審判を請求したとき」とあるのは、「第五十九条第一項の訴えを提起したとき」と読み替えるものとする。

第五十一条第二項ただし書中「次条」を「第五十二条」に改め、同条を第五十条とし、同条の次に次の一条を加える。

（補正の却下の決定に対する審判の特則）

第五十一条　第四十七条第一項の審判において決定を取り消すべき旨の審決があつた場合における判断は、その事件について審査官を拘束する。

第五十二条中「第百三十二条」の下に「、第百三十三条、第百三十四条第一項、第三項及び第四項、第百三十五条」を加え、「、第百五十九条第一項」及び「、第百六十二条、第百六十三条」を削り、同条に後段として次のように加える。

この場合において、同法第百六十一条中「第百二十一条第一項」とあり、及び同法第百六十九条第三項中「第百二十一条第一項又は第百二十六条第一項」とあるのは、「意匠法第四十六条第一項又は第四十七条第一項」と読み替えるものとする。

第五十八条を削る。

第五十七条中「第百七十四条第一項から第三項まで及び第五項」を「第百七十四条第二項及び第四項」に改め、同条に次の二項を加える。

2　特許法第百三十一条、第百三十二条第三項及び第四項、第百三十三条、第百三十四条第四項、第百三十五条から第百五十二条まで、第百五十五条第一項、第百五十六条から第百五十八条まで、第百六十条、第百六十八条、第百六十九条第三項から第六項まで並びに第百七十条の規定は、第四十六条第一項の審判の確定審決に対する再審に準用する。この場合において、同法第百六十九条第三項中「第百二十一条第一項又は第百二十六条第一項」とあるのは、「意匠法第四十六条第一項」と読み替えるものとする。

3　特許法第百三十一条、第百三十二条第三項及び第四項、第百三十三条、第百三十四条第四項、第百三十五条から第百五十二条まで、第百五十五条第一項、第百五十六条、第百五十七条、第百六十八条、第百六十九条第三項から第六項まで並びに第百七十条の規定は、第四十七条第一項の審判の確定審決に対する再審に準用する。この場合において、同法第百六十九条第三項中「第百二十一条第一項又は第百二十六条第一項」とあるのは、「意匠法第四十七条第一項」と読み替えるものとする。

第五十七条を第五十八条とする。

第五十六条の二中「第五十一条第一項」を「第五十条第一項及び第三項」に改め、同条に次の一項を加える。

2　第五十一条の規定は、第四十七条第一項の審判の確定審決に対する再審に準用する。

第五十六条の二を第五十七条とする。

第五十九条の見出し中「訴」を「訴え」に改め、同条第一項中「訴、第五十二条において、又は第五十七条において準用する特許法第百七十四条第一項において、それぞれ準用する同法第百五十九条第一項において準用する同法第五十三条第一項」を「訴え、第五十条第一項（第五十七条第一項において準用する場合を含む。）において準用する第十七条の二第一項」に、「却下の決定に対する訴」を「却下の決定に対する訴え」に改め、同条第二項中「訴に」を「訴えに」に改める。

第六十三条第一号中「添附した」を「添付した」に改め、同条第三号中「第四十六条第一項」の下に「又は第四十七条第一項」を加える。

第六十七条第一項第三号中「第十七条の三」を「第十七条の四」に、「特許法第五条第二項」を「同法第五条第二項」に改める。

第六十八条第一項に後段として次のように加える。

この場合において、同法第四条第一項中「第百二十一条第一項」とあるのは、「意匠法第四十六条第一項若しくは第四十七条第一項」と読み替えるものとする。

第六十八条第二項中「第十七条第二項及び第三項」を「第十七条第三項及び第四項」に改め、同項に後段として次のように加える。

この場合において、同法第九条中「第百二十一条第一項」とあるのは「意匠法第四十六条第一項若しくは第四十七条第一項」と、同法第十四条中「第百二十一条第一項」とあるのは「意匠法第四十六条第一項又は第四十七条第一項」と読み替えるものとする。

第六十九条第一項中「三十万円」を「三百万円」に改める。

第七十条及び第七十一条中「十万円」を「百万円」に改める。

第七十三条中「五万円」を「五十万円」に改める。

第七十五条中「又は第五十七条において準用する特許法第百七十四条第一項から第三項まで」を「第五十八条第一項において準用する特許法第百七十四条第二項若しくは第三項」に、「五千円」を「十万円」に改める。

第七十六条中「呼出」を「呼出し」に、「五千円」を「十万円」に改める。

第七十七条中「五千円」を「十万円」に改める。

別表第一号中「一万三千円」を「一万六千円」に、「六千五百円」を「八千百円」に改め、同表第二号中「四千百円」を「五千百円」に、「二千百円」を「二千六百円」に改め、同表第三号中「三万二千円」を「四万円」に改め、同表第四号中「四万四千円」を「五万五千円」に改め、同表第五号中「二万二千円」を「二万七千五百円」に改め、同表第

六号及び第七号中「四万四千円」を「五万五千円」に改める。

（商標法の一部改正）

第五条　商標法（昭和三十四年法律第百二十七号）の一部を次のように改正する。

　第九条の二の次に次の一条を加える。

（指定商品等又は商標を表示した書面の補正と要旨変更）

第九条の三　願書に記載した指定商品若しくは指定役務又は願書に添付した商標登録を受けようとする商標を表示した書面について出願公告をすべき旨の決定の謄本の送達前にした補正がこれらの要旨を変更するものと商標権の設定の登録があつた後に認められたときは、その商標登録出願は、その補正について手続補正書を提出した時にしたものとみなす。

　第十条第三項中「前条第二項」を「第九条第二項」に改める。

　第十三条第一項中「、第四十二条（明細書等の補正と要旨変更）」及び「（パリ条約による優先権主張の手続）」を削り、「同法第四十三条第二項」を「同条第二項」に改める。

　第十六条の次に次の一条を加える。

（補正の却下）

第十六条の二　願書に記載した指定商品若しくは指定役務又は願書に添付した商標登録を受けようとする商標を表示した書面について出願公告をすべき旨の決定の謄本の送達前にした補正がこれらの要旨を変更するものであるときは、審査官は、決定をもつてその補正を却下しなければならない。

2　前項の規定による却下の決定は、文書をもつて行い、かつ、理由を付さなければならない。

3　第一項の規定による却下の決定があつたときは、決定の謄本の送達があつた日から三十日を経過するまでは、当該商標登録出願について査定（出願公告をすべき旨の決定前に第一項の規定による却下の決定があつたときは、出願公告をすべき旨の決定又は拒絶をすべき旨の査定）をしてはならない。

4　審査官は、商標登録出願人が第一項の規定による却下の決定に対し第四十五条第一項の審判を請求したときは、その審判の審決が確定するまでその商標登録出願の審査を中止しなければならない。

　第十七条中「第五十三条」を「第五十四条」に改める。

　第十七条の二第一項中「第十七条の二」を「第十七条の三」に、「前条において準用する特許法第五十三条第一項」を「第十六条の二第一項」に改め、同条第二項を次のように改める。

2　意匠法第十七条の四の規定は、前項又は第五十五条の二（第六十条の二第一項において準用する場合を含む。）において準用する同法第十七条の三第一項に規定する期間を延長する場合に準用する。

　第三十二条第一項中「第十三条第一項において準用する特許法第四十条の規定により、又は第十七条の二において、第五十六条の二において準用する意匠法第五十一条第一項において、若しくは第六十二条において準用する同法第五十六条の二において準用する同法第五十一条第一項において、それぞれ準用する同法第十七条の二第一項」を「第九条の三の規定により、又は第十七条の二第一項若しくは第五十五条の二（第六十条の二第一項において準用する場合を含む。）において準用する意匠法第十七条の三第一項」に改める。

　第四十条第一項中「五万三千円」を「六万六千円」に改め、同条第二項中「十万円」を「十三万円」に改める。

　第四十五条第一項中「第十七条において準用する特許法第五十三条第一項」を「第十六条の二第一項」に改め、同項ただし書中「第十七条の二において」を「第十七条の二第一項において」に、「第十七条の二第一項」を「第十七条の三第一項」に改める。

　第五十五条の次に次の一条を加える。

第五十五条の二　第十六条の二、特許法第五十四条及び意匠法第十七条の三の規定は、第四十四条第一項の審判に準用する。この場合において、第十六条の二第四項中「第四十五条第一項の審判を請求したとき」とあるのは「第六十三条第一項の訴えを提起したとき」と、特許法第五十四条第一項中「第六十四条」とあるのは「第六十四条（商標法第五十六条第一項において準用する特許法第百五十九条第二項及び第三項において準用する場合を含む。）」と読み替えるものとする。

　第五十六条第一項中「第百三十二条」の下に「、第百三十三条、第百三十四条第一項、第三項及び第四項、第百三十五条」を加え、「第百六十一条まで、第百六十二条、第百六十三条」を「第百五十八条まで、第百五十九条第二項から第五項まで、第百六十条、第百六十一条」に、「、第百二十五条の二第一項又は第百二十九条第一項」とあるのは、」を「又は第百二十五条の二第一項」とあるのは」に改め、「第五十三条の二」と」の下に「、同法第百六十一条中「第百二十一条第一項」とあり、及び同法第百六十九条第三項中「第百二十一条第一項又は第百二十六条第一項」とあるのは「商標法第四十四条第一項又は第四十五条第一項」と」を加える。

　第五十六条の二を次のように改める。

（意匠法の準用）

第五十六条の二　意匠法第五十一条の規定は、第四十五条第一項の審判に準用する。

　第六十条の次に次の一条を加える。

（審判の規定の準用）

第六十条の二　第五十五条の二の規定は、第四十四条第一項の審判の確定審決に対する再審に準用する。

2　第五十六条の二の規定は、第四十五条第一項の審判の確定審決に対する再審に準用する。

　第六十一条中「第百七十四条第一項から第三項まで及び第五項」を「第百七十四条第二項及び第四項」に、「同条第三項」を「同条第二項」に、「、第百二十五条の二第一項又は第百二十九条第一項」を「又は第百二十五条の二第一項」に改め、同条に次の一項を加える。

2　特許法第百五十九条第二項から第五項までの規定は、第四十四条第一項の審判の確定審決に対する再審に準用する。

　第六十二条中「第五十六条の二」を「第五十八条第二項」に改め、同条に次の一項を加える。

2　意匠法第五十八条第三項の規定は、第四十五条第一項の審判の確定審決に対する再審に準用する。

　第六十三条の見出し中「訴」を「訴え」に改め、同条第一項中「訴、第五十六条第一項において、又は第六十一条において準用する特許法第百七十四条第一項において、それぞれ準用する同法第百五十九条第一項において準用する同法第五十三条第一項」を「訴え、第五十五条の二（第六十条の二第一項において準用する場合を含む。）において準用する第十六条の二第一項」に、「却下の決定に対する訴」を「却下の決定に対する訴え」に改め、同条第二項中「、第百二十五条の二第一項若しくは第百二十九条第一項」を「若しくは第百二十五条の二第一項」に改める。

　第六十八条第一項中「第九条の二、第十条」を「第九条の二から第十条まで」に改め、同条第四項中「、第五十六条及び第五十六条の二」を「及び第五十五条の二から第五十六条の二まで」に改める。

　第六十八条の二中「第五十六条第一項」を「又は第五十六条第一項」に、「において準用する特許法第百五十九条第二項若しくは第三項において、又は第六十一条」を「若しくは第六十一条第二項」に改め、「第百七十四条第一項において準用する同法」を削る。

　第六十九条第一項中「第六十一条」を「第六十一条第一項」に、「特許法第百七十四条第三項」

を「同法第百七十四条第二項」に、「特許法第百九十三条第二項第五号」を「同法第百九十三条第二項第五号」に改める。

第七十五条第二項中「第百九十三条第二項第一号から第四号まで、第五号、第六号及び第八号(特許公報の掲載事項)」を「第百九十三条第二項第一号から第三号まで、第五号、第七号及び第九号」に改め、同項に後段として次のように加える。

この場合において、同項中「二　出願公告又は出願公開後における特許を受ける権利の承継」とあるのは、「二　出願公告後における商標登録出願により生じた権利の承継　二の二　出願公告後における商標法第十六条の二第一項(同法第五十五条の二(同法第六十条の二第一項において準用する場合を含む。)において準用する場合を含む。)の規定による却下の決定」と読み替えるものとする。

第七十六条第一項第二号中「第十七条の三」を「第十七条の四」に、「特許法第五条第二項」を「同法第五条第二項」に改める。

第七十七条第一項に後段として次のように加える。

この場合において、同法第四条第一項中「第百二十一条第一項」とあるのは、「商標法第四十四条第一項若しくは第四十五条第一項」と読み替えるものとする。

第七十七条第二項中「第十七条第二項及び第三項」を「第十七条第三項及び第四項」に改め、同項に後段として次のように加える。

この場合において、同法第九条中「第百二十一条第一項」とあるのは「商標法第四十四条第一項若しくは第四十五条第一項」と、同法第十四条中「第百二十一条第一項」とあるのは「商標法第四十四条第一項又は第四十五条第一項」と読み替えるものとする。

第七十八条中「五十万円」を「五百万円」に改める。

第七十九条中「基く」を「基づく」に、「二十万円」を「三百万円」に改める。

第八十条中「二十万円」を「三百万円」に改める。

第八十三条中「又は第六十一条」を「第六十一条第一項」に、「特許法第百七十四条第一項から第三項まで」を「同法第百七十四条第二項において、第六十二条第一項(第六十八条第五項において準用する場合を含む。)において準用する意匠法第五十八条第二項において、又は第六十二条第二項(第六十八条第五項において準用する場合を含む。)において準用する同法第五十八条第三項」に、「同法第百五十一条」を「特許法第百五十一条」に、「五千円」を「十万円」に改める。

第八十四条中「呼出」を「呼出し」に、「五千円」を「十万円」に改める。

第八十五条中「五千円」を「十万円」に改める。

別表第一号中「一万七千円」を「二万千円」に、「三万四千円」を「四万三千円」に改め、同表第二号中「八千八百円」を「一万千円」に改め、同表第三号中「三万二千円」を「四万円」に改め、同表第四号及び第五号中「四万四千円」を「五万五千円」に改める。

附　則

(施行期日)

第一条　この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、第一条の規定中特許法第百七条第一項の表の改正規定及び同法別表の改正規定(同表第六号中「(請求公告に係る異議の申立てを含む。)」を削る部分及び同表第十二号を同表第十三号とし、同表第十一号の次に一号を加える部分を除く。)、第二条の規定、第四条の規定中意匠法第四十二条第一項及び第二項の改正規定並びに同法別表の改正規定、第五条の規定中商標法第四十条第一項及び第二項の改正規定並びに同法別表の改正規定、次条第三項並びに附則第三条、第六条から第十条まで及び第十七条の規定は、平成五年七月一日から施行する。

(特許法の改正に伴う経過措置)

第二条　この法律の施行の際現に特許庁に係属している特許出願又は特許に係る審判若しくは再審については、第一条の規定による改正後の特許法(以下「新特許法」という。)第百九十五条第一項及び第二項の規定により納付すべき手数料を除き、その特許出願又は審判若しくは再審について査定又は審決が確定するまでは、なお従前の例による。

2　この法律の施行前にした特許出願の願書に添付した明細書又は図面について出願公告をすべき旨の決定の謄本の送達前にした補正がこれらの要旨を変更するものと特許権の設定の登録があった後に認められたときは、その特許出願及びその特許出願に係る特許権については、なお従前の例による。

3　前条ただし書に規定する日前に第一条の規定による改正前の特許法(以下「旧特許法」という。)第百七条第一項の規定により既に納付した特許料又は同日前に同項の規定により納付すべきであった特許料であって旧特許法第百九条の規定によりその納付が猶予されたもの(その猶予期間内に納付するものに限る。)については、新特許法第百七条第一項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

4　新特許法第百二十三条第一項第一号及び第百八十四条の十五第一項の規定は、この法律の施行後にした特許出願に係る特許について適用し、この法律の施行前にした特許出願に係る特許については、なお従前の例による。

5　新特許法第百二十三条第一項第七号の規定は、この法律の施行後に新特許法の規定による訂正をする特許について適用し、この法律の施行前に旧特許法の規定による訂正をした特許及びこの法律の施行後に旧特許法の規定による訂正をする特許については、なお従前の例による。

6　この法律の施行前に請求された旧特許法第百二十三条第一項又は第百八十四条の十五第一項の審判が特許庁に係属している場合におけるこの法律の施行後に訂正をする特許についての新特許法第百二十六条第一項の規定の適用については、同項中「特許権者は、第百二十三条第一項の審判が特許庁に係属している場合を除き」とあるのは、「特許権者は」とする。

7　この法律の施行前に請求された旧特許法第百二十六条第一項の審判による明細書又は図面の訂正についての旧特許法第百二十九条第一項の審判については、新特許法第百九十五条第一項及び第二項の規定により納付すべき手数料を除き、なお従前の例による。

8　この法律の施行前に請求された旧特許法の規定による審判の確定審決及びこの法律の施行後に請求される旧特許法の規定による審判(旧特許法第百二十一条第一項、第百二十二条第一項及び第百二十九条第一項の審判に限る。)の確定審決に対する再審については、新特許法第百九十五条第一項及び第二項の規定により納付すべき手数料を除き、なお従前の例による。

9　この法律の施行前にした特許出願に係る旧特許法第百二十二条第一項の審判及びこの法律の施行後に請求される旧特許法第百二十九条第一項の審判並びにこれらの確定審決に対する再審並びにこの法律の施行前に請求された同項の審判の確定審決に対する再審(以下この項において「審判・再審」という。)に係る手数料の納付については、審判・再審を新特許法別表第十号に規定する審判又は再審とみなして、新特許法第百九十五条第二項の規定を適用する。この場合において、その審判・再審が特許法等の一部を改正する法律(昭和六十二年法律第二十七号。以下「昭和六十二年法」という。)の施行前にした特許出願に係るものであるときは、同号中「四万九千五百円に一請求項につき五千五百円」とあるのは、「二万七千五百円に一発明につき二

万七千五百円」とする。

10　この法律の施行前に請求された旧特許法第百二十六条第一項の審判及びその確定審決に対する再審において、旧特許法第百六十五条第一項（旧特許法第百七十四条第四項において準用する場合を含む。）において準用する旧特許法第五十五条第一項の申立て（以下この項において「請求公告異議申立て」という。）があった場合における手数料の納付については、請求公告異議申立てを新特許法別表第六号に規定する特許異議の申立てとみなして、新特許法第百九十五条第二項の規定を適用する。

（第三条の規定による実用新案法の改正に伴う経過措置）

第三条　附則第一条ただし書に規定する日前に第三十二条の規定による改正前の実用新案法第三十一条第一項の規定により既に納付した登録料又は同日前に同項の規定により納付すべきであった登録料であって同法第三十四条において準用する旧特許法第百九条の規定によりその納付が猶予されたもの（その猶予期間内に納付するものに限る。）については、第三条の規定による改正後の実用新案法第三十一条第一項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

（第三条の規定による実用新案法の改正に伴う経過措置）

第四条　この法律の施行の際現に特許庁に係属している実用新案登録出願（次条第一項に規定する旧実用新案登録出願を除く。）又はこの法律の施行前にした実用新案登録出願に係る実用新案登録、実用新案権、審判若しくは再審については、第三条の規定による改正前の実用新案法（以下「旧実用新案法」という。）、附則第十一条の規定による改正前の弁理士法（大正十年法律第百号）、附則第十二条の規定による改正前の輸出品デザイン法（昭和三十四年法律第百六号）、旧特許法、第四条の規定による改正前の意匠法及び附則第十五条の規定による改正前の工業所有権に関する手続等の特例に関する法律（平成二年法律第三十号）の規定は、この法律の施行後も、なおその効力を有する。

2　前項の場合において、この法律の施行後に請求される明細書又は図面の訂正及びこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、同項の規定によりなおその効力を有するものとされる旧実用新案法の次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句と読み替えるものとするほか、同項の規定の適用に関し必要な技術的読替えは、政令で定める。

第三十七条第一項	二　その実用新案登録が条約に違反してされたとき。	二　その実用新案登録が条約に違反してされたとき。 二の二　その実用新案登録の願書に添付した明細書又は図面の訂正が第三十九条第一項ただし書、第二項若しくは第三項（第四十条第五項において準用する場合を含む。）又は第四十条第二項ただし書の規定に違反してされたとき。
第三十九条第一項	次に掲げる事項を目的とする場合に限り、願書に添附した明細書又は図面の訂正をすることについて審判を請求することができる。	第三十七条第一項の審判が特許庁に係属している場合を除き、願書に添付した明細書又は図面の訂正をすることについて審判を請求することができる。ただし、その訂正は、願書に添付した明細書又は図面に記載した事項の範囲内においてしなければならず、かつ、次に掲げる事項を目的とするものに限る。
第四十条第一項	願書に添附した明細書又は図面の訂正が前条第一項から第三項までの規定に違反しているときは、その訂正を無効にすることについて審判を請求することができる。	審判長は、審判の請求があつたときは、請求書の副本を被請求人に送達し、相当の期間を指定して、答弁書を提出する機会を与えなければならない。
第四十条第二項	2　第三十七条第二項及び第三項の規定は、前項の審判の請求に準用する。	2　第三十七条第一項又は第四十八条の十二第一項の審判の被請求人は、前項又は次条において準用する特許法第百五十三条第二項の規定により指定された期間内に限り、願書に添付した明細書又は図面の訂正を請求することができる。ただし、その訂正は、願書に添付した明細書又は図面に記載した事項の範囲内においてしなければならず、かつ、次に掲げる事項を目的とするものに限る。 一　実用新案登録請求の範囲の減縮 二　誤記の訂正 三　明りようでない記載の釈明 3　審判長は、第一項の答弁書又は前項の訂正の請求書に添付された訂正した明細書若しくは図面を受理したときは、その副本を請求人に送達しなければならない。 4　審判長は、審判に関し、当事者を審問することができる。 5　前条第二項から第四項まで並びに特許法第百二十七条、第百二十八条、第百三十一条、第百三十二条第三項及び第四項並びに第百六十四条第一項の規定は、第二項の場合に準用する。
第四十一条	第百三十条から第百七十条まで	第百三十一条から第百三十三条まで、第百三十五条から第百六十三条まで、第百六十四条第一項及び第百六十六条から第百七十条まで
第五十五条第二項	準用する。	準用する。この場合において、同法第十七条第一項ただし書中「及び請求公告をすべき旨の決定の謄本の送達があつた後」とあるのは、「、実用新案法第三十七条第一項又は第四十八条の十二第一項の審判において同法第四十条第二項の規定により指定された期間が経過した後（同条第五項において準用する特許法第百六十四条第一項の規定又は実用新案法第四十一条において準用する特許法第百五十三条第二項の規定により期間が指定された場合にあつては、当該期間が経過した

		後）及び実用新案法第三十九条第一項の審判において同法第四十一条において準用する特許法第百五十六条第一項の規定による通知があつた後（同条第二項の規定による審理の再開がされた場合にあつては、その後更に同条第一項の規定による通知があつた後）」と、「審判」とあるのは「審判若しくは実用新案法第四十条第二項の訂正」と読み替えるものとする。
第五十六条第一項及び第二項	三十万円	三百万円
第五十七条及び第五十八条	十万円	百万円
第六十条	五万円	五十万円
別表第五号	登録異議の申立て（請求公告に係る異議の申立てを含む。）をする者	登録異議の申立てをする者
別表第九号	審判又は再審を請求する者	審判、再審又は明細書若しくは図面の訂正を請求する者

第五条　実用新案登録出願人は、この法律の施行の際現に特許庁に係属している実用新案登録出願（その実用新案登録出願の日から五年六月を経過したものを除く。）であつて、第三条の規定による改正後の実用新案法（以下「新実用新案法」という。）の規定の適用を受けるものとして、通商産業省令で定めるところにより、特許庁長官に届け出たもの（以下「旧実用新案登録出願」という。）を新実用新案法の規定の適用を受ける実用新案登録出願（以下「新実用新案登録出願」という。）とすることができる。

2　前項の場合において、新実用新案登録出願は、旧実用新案登録出願の時にしたものとみなす。この場合において、新実用新案法第二条の二第一項ただし書中「実用新案登録出願の日」とあるのは「特許法等の一部を改正する法律（平成五年法律第　　号）附則第五条第一項の規定による届出（以下「変更届出」という。）の日」と、新実用新案法第三十二条第一項中「実用新案登録出願と同時に」とあるのは「変更届出と同時に」とする。

3　第一項の規定による届出があつたときは、旧実用新案登録出願は、取り下げたものとみなす。

4　旧実用新案法第四十八条の三第一項又は第四十八条の十四第四項の規定により実用新案登録出願とみなされた国際出願に係る第一項の規定による届出については、旧実用新案法第四十八条の六第二項の日本語実用新案登録出願にあつては旧実用新案法第四十八条の五第一項、旧実用新案法第四十八条の四第一項の外国語実用新案登録出願にあつては同項及び旧実用新案法第四十八条の五第一項の規定による手続をし、かつ、旧実用新案法第五十四条第二項の規定により納付すべき手数料を納付した後（旧実用新案法第四十八条の十四第四項の規定により実用新案登録出願とみなされた国際出願については、同項に規定する決定の後）でなければすることができない。

5　特許出願人又は意匠登録出願人は、この法律の施行の際現に特許庁に係属している特許出願又は意匠登録出願（その特許出願又は意匠登録出願の日から五年六月を経過したものを除く。）であつて、新実用新案法の規定の適用を受けるものとして、通商産業省令で定めるところにより、特許庁長官に届け出たものを新実用新案法の規定の適用を受ける新実用新案登録出願に変更することができる。

6　第二項及び第三項の規定は、前項の場合に準用する。

（意匠法の改正に伴う経過措置）

第六条　附則第一条ただし書に規定する日前に既に納付した登録料については、第四条の規定による改正後の意匠法第四十二条第一項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

（特許法等の一部を改正する法律による改正前の特許法の一部改正）

第七条　特許法等の一部を改正する法律（昭和六十年法律第四十一号）附則第二条の規定によりなおその効力を有するものとされる同法による改正前の特許法（以下「旧法」という。）の一部を次のように改正する。

第百七条第一項の表中「五千三百円」を「七千四百円」に、「八千円」を「一万千二百円」に、「一万六千円」を「二万二千四百円」に、「三万二千円」を「四万四千八百円」に、「六万四千円」を「八万九千六百円」に、「十二万八千円」を「十七万九千二百円」に、「二十五万六千円」を「三十五万八千四百円」に改める。

（旧法の一部改正に伴う経過措置）

第八条　附則第一条ただし書に規定する日前に前条の規定による改正前の旧法第百七条第一項の規定により既に納付した特許料又は同日前に同項の規定により納付すべきであつた特許料であつて旧法第百九条の規定によりその納付が猶予されたもの（その猶予期間内に納付するものに限る。）については、前条の規定による改正後の旧法第百七条第一項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

（昭和六十二年法の一部改正）

第九条　昭和六十二年法の一部を次のように改正する。

附則第三条第三項の表中「五千円」を「七千円」に、「五千三百円」を「七千四百円」に、「八千円」を「一万千二百円」に、「一万六千円」を「二万二千四百円」に、「三万二千円」を「四万四千八百円」に、「六万四千円」を「八万九千六百円」に、「十二万八千円」を「十七万九千二百円」に、「二十五万六千円」を「三十五万八千四百円」に改め、同条第四項中「五万円」を「七万五千円」に、「八千円」を「一万二千円」に、「二万二千円」を「二万七千五百円」に改める。

附則第五条第二項の表中「六千八百円」を「九千五百円」に、「一万三千五百円」を「一万八千九百円」に、「二万七千円」を「三万七千八百円」に改め、同条第三項中「三万二千円」を「四万八千円」に、「四千四百円」を「四千四百円を加えた額」に、「四万四千円」を「五万五千円」に改める。

（昭和六十二年法の一部改正に伴う経過措置）

第十条　附則第一条ただし書に規定する日前に前条の規定による改正前の昭和六十二年法附則第三条第三項の規定により読み替えて適用される旧特許法第百七条第一項の規定により既に納付した特許料又は同日前に同項の規定により納付すべきであつた特許料であつて旧特許法第百九条の規定によりその納付が猶予されたもの（その猶予期間内に納付するものに限る。）については、前条の規定による改正後の昭和六十二年法附則第三条第三項の規定により読み替えて適用される旧特許法第百七条第一項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

2　附則第一条ただし書に規定する日前に前条の規定による改正前の昭和六十二年法附則第五条第二項の規定により読み替えて適用される旧実用新案法第三十一条第一項の規定により既に納付した登録料又は同日前に同項の規定により納

付すべきであった登録料であって旧実用新案法第三十四条において準用する旧特許法第百九条の規定によりその納付が猶予されたもの（その猶予期間内に納付するものに限る。）については、前条の規定による改正後の昭和六十二年法附則第五条第二項の規定により読み替えて適用される旧実用新案法第三十一条第一項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

（弁理士法の一部改正）

第十一条　弁理士法の一部を次のように改正する。

第五条第二号中「第五十六条第一項若ハ第二項」を「第五十六条第一項」に改める。

（輸出品デザイン法の一部改正）

第十二条　輸出品デザイン法の一部を次のように改正する。

第三条第二項第一号中「又は同法第十二条第一項の権利に係る考案」を削る。

（特許法施行法の一部改正）

第十三条　特許法施行法（昭和三十四年法律第百二十二号）の一部を次のように改正する。

第二十五条第一項中「新法第百二十三条第一項」を「特許法等の一部を改正する法律（平成五年法律第　　号）による改正前の特許法第百二十三条第一項」に改める。

（実用新案法施行法の一部改正）

第十四条　実用新案法施行法（昭和三十四年法律第百二十四号）の一部を次のように改正する。

第三条中「新法による」を「特許法等の一部を改正する法律（平成五年法律第　　号。以下「平成五年法」という。）附則第四条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされる平成五年法による改正前の実用新案法（以下「昭和三十四年法」という。）による」に改める。

第四条中「新法第十二条第一項」を「昭和三十四年法第十二条第一項」に改める。

第五条中「日において」の下に「昭和三十四年法による」を加える。

第十七条第一項中「新法」を「昭和三十四年法」に改める。

第十八条第一項及び第三項中「新法による」を「昭和三十四年法による」に改める。

第十九条中「新法」を「昭和三十四年法」に改める。

第二十六条第一項中「新法第三十七条第一項」を「昭和三十四年法第三十七条第一項」に改める。

第二十七条第二項中「新法第三十四条」を「昭和三十四年法第三十四条」に、「新特許法」を「平成五年法附則第四条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされる平成五年法による改正前の特許法」に改める。

第二十八条及び第三十条中「新法」を「昭和三十四年法」に改める。

（工業所有権に関する手続等の特例に関する法律の一部改正）

第十五条　工業所有権に関する手続等の特例に関する法律の一部を次のように改正する。

第五条第五項中「第五十五条第五項」を「第五十五条第二項」に改める。

第十一条中「（実用新案法第四十五条において準用する場合を含む。）及び実用新案法第四十一条」を削り、「、特許法第百六十一条の三第三項（実用新案法第四十一条において準用する場合を含む。）、特許法第百六十五条第一項（同法第百七十四条第四項（実用新案法第四十五条において準用する場合を含む。）及び実用新案法第四十一条において準用する場合を含む。）及び実用新案法第十三条」を「及び同法第百六十三条第三項」に改める。

第十二条第三項中「第五十五条第四項」を「第五十五条第一項」に改める。

第三十六条第一項中「又は実用新案登録出願」を削り、「発明又は考案と」を「発明と」に改める。

第四十一条第二項中「第十七条第二項（第三号を除く。）及び第三項」を「第十七条第三項（第三号を除く。）及び第四項」に改め、同条第四項中「第五十五条第二項」を「第二条の五第二項」に改める。

（罰則の適用に関する経過措置）

第十六条　この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

2　附則第二条第一項、第七項又は第八項の規定によりなお従前の例によるものとされた審判又は再審の審決に係るこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。ただし、旧特許法第百九十七条中「二十万円」とあるのは、「三百万円」とする。

（政令への委任）

第十七条　附則第二条から第六条まで、第八条、第十条及び前条に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

……………………………………

理　由

最近における技術開発の進展に伴う技術開発成果の迅速な保護の要請、工業所有権制度の国際的調和の必要性の増大その他の工業所有権制度をめぐる情勢の変化に対処するため、特許制度について補正の範囲の適正化及び審判手続の簡素化を行うとともに、実用新案登録出願について早期登録の制度を採用する等制度の改善を図り、あわせて工業所有権関係料金を改定する必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

商工委員会議録第四号中正誤

ページ	段	行	誤	正
七	四	三〇	オイルショク	オイルショック

同　第五号中正誤

ページ	段	行	誤	正
三〇	三 四	一四 一五	いすず	いすゞ

平成五年四月一日印刷

平成五年四月二日発行

衆議院事務局

印刷者　大蔵省印刷局

C